

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

原子力発第13002号

平成25年 4月 8日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 高 [REDACTED] 号

氏名 四 [REDACTED]

取締役社長 十 葉

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町 コチワキ3番耕地40の3
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可 昭和47年11月29日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	平成25年 4月 4日
協議した都道府県知事及び市町村長	愛媛県知事 中村時広 伊方町長 山下和彦 山口県知事 山本繁太郎
予定される要旨の公表の方法	報道機関への公表 伊方ビジターズハウスでの閲覧 インターネットでの公開

伊 方 発 電 所

原子力事業者防災業務計画

平成25年 4月

四国電力株式会社

修 正 来 歴

回	年 月 日	修 正 内 容	備 考
0	平成 12 年 6 月 16 日	新規制定	
1	平成 13 年 6 月 15 日	中央省庁再編および愛媛県原子力防災計画修正（平成12年10月）に伴う修正	
2	平成 14 年 7 月 24 日	当社（本店）組織整備に伴う修正	
3	平成 15 年 6 月 9 日	「防災基本計画」（平成14年4月）の修正および指定行政機関、指定地方行政機関、四国経済産業局の組織整備に伴う修正	
4	平成 16 年 7 月 9 日	「原子炉施設等の防災対策について」の改訂（平成14年4月、11月）、愛媛県原子力防災計画の修正（平成16年3月）および指定地方行政機関、当社（伊方発電所）組織整備に伴う修正	
5	平成 17 年 7 月 4 日	周辺市町村の合併、官公庁の組織変更、設備の位置変更等、および通報連絡に係る様式の追加に伴う修正	
6	平成 18 年 7 月 6 日	官公庁の組織変更、原子力防災資機材以外の資機材の変更に伴う修正	
7	平成 19 年 7 月 6 日	官公庁、愛媛県、伊方町の組織変更、八幡浜市への通報手順の変更に伴う修正および関係機関への情報連絡様式の修正	
8	平成 20 年 7 月 16 日	官公庁の組織変更及び当社組織整備（愛媛原子力総合対策室の設置）に伴う修正	
9	平成 21 年 8 月 5 日	原子力防災組織の業務分掌見直し、原子力保安検査官（原子力防災専門官）について通報連絡先の記載の適正化、原子力防災資機材の変更、当社組織（本店連絡総本部）の記載の適正化に伴う修正	
10	平成 22 年 8 月 10 日	副原子力防災管理者の選任の見直し、緊急時対策支援システムの運用変更に伴う見直し、雑固体処理建屋の設置に伴う見直し、および記載の適正化に伴う修正	
11	平成 23 年 12 月 1 日	愛媛県、八幡浜市、当社の組織変更および指定行政機関への消費者庁の追加に伴う修正	
12	平成 25 年 3 月 6 日	原子力災害対策特別措置法の改正に伴う修正、および当社防災体制見直しに伴う修正	
13	平成 25 年 4 月 4 日	当社からの通報連絡先等に山口県（関係周辺都道府県）を追加したことに伴う修正	

目 次

第1章 総 則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	4
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	5
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	5
第2章 原子力災害予防対策の実施	6
第1節 防災体制	6
1. 非常体制の区分	6
2. 原子力防災組織	7
3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務	9
第2節 原子力災害対策組織の運営	11
1. 通報の実施	11
2. 非常体制の発令および解除	11
3. 原子力防災要員等の非常招集	13
4. 災害対策本部および災害対策総本部の設置および廃止	14
5. 原子力事業所災害対策支援拠点の設置および廃止	15
6. 権限の行使	16
7. 災害対策本部および災害対策総本部設置後の情報連絡経路	16
第3節 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備	17
1. 放射線測定設備の設置および検査等	17
2. 原子力防災資機材の整備	18
3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備	18
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備	19
1. オフサイトセンターに備え付ける資料	19
2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料	19
3. 発電所、本店および松山原子力本部等に備え付ける資料	19
第5節 原子力災害対策活動で使用する施設の設置および設備の整備・点検	20
1. 緊急時対策所	20
2. 原子力事業所災害対策支援拠点	20
3. 本店非常災害対策室	20
4. 松山原子力本部非常災害対策室	21
5. 屋内退避場所および屋外退避場所	21
6. 応急処置施設	22
7. 気象観測設備	22
8. 運転指令装置および所内放送装置	22

第6節 防災教育の実施	23
1. 発電所の原子力防災要員および災害対策要員に対する教育	23
2. その他の災害対策要員に対する教育	23
第7節 訓練の実施	24
1. 社内における訓練	24
2. 国または地方公共団体が主催する訓練	24
第8節 関係機関との連携	25
1. 国との連携	25
2. 地方公共団体との連携	25
3. 地元防災関係機関等との連携	25
4. 原子力緊急事態支援組織の整備	26
第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動	26
 第3章 非常体制発令時の措置の実施	27
第1節 通報および連絡	27
1. 通報および連絡の実施	27
2. 非常体制発令時の対応	27
3. 情報の収集と提供	28
4. 通話制限	30
第2節 応急措置の実施	31
1. 警告および避難誘導	31
2. 放射能影響範囲の推定	31
3. 緊急被ばく医療	32
4. 消火活動	32
5. 汚染拡大の防止	33
6. 線量評価	33
7. 広報活動	33
8. 応急復旧	34
9. 原子力災害の発生または拡大の防止を図るための措置	34
10. 資機材の調達および輸送	35
11. 応急措置の実施報告	35
12. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置	35
13. 原子力防災要員等の派遣	36
14. 原子力災害合同対策協議会への代表者の派遣	37
第3節 緊急事態応急対策	38
1. 第2種非常体制の発令	38
2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡方法	38
3. 応急措置の継続実施	39
4. 事業所外運搬事故における対策	39

第4章 原子力災害事後対策	4 0
第1節 発電所内の対策	4 0
1. 復旧対策	4 0
2. 被災者の相談窓口の設置	4 0
3. 原因究明と再発防止対策の実施	4 0
4. メンタルヘルス対策の実施	4 1
第2節 原子力防災要員の派遣等	4 1
1. 広報活動に関する事項	4 1
2. 環境放射線モニタリング、汚染検査および汚染除去に関する事項	4 1
第5章 その他	4 2
第1節 他の原子力事業者への協力	4 2

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下、「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。平成11年法律第156号）第7条第1項の規定ならびに原子力災害対策指針等に基づき、伊方発電所（以下、「発電所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生および拡大を防止し、ならびに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により、公衆の生命、身体または財産に生ずる被害をいう。

2. 原子力緊急事態

原子炉の運転等により放射性物質または放射線が異常な水準で原子力発電所の敷地外（ただし、原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下、「事業所外運搬」という。）の場合にあっては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

3. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制および資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

4. 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

5. 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止または原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

6. 原子力事業所災害対策

緊急事態応急対策および原子力災害事後対策をいう。

7. 指定行政機関

国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する国の行政機関および同法第8条から第8条の3までに規定する機関で、災害対策基本法第2条第3号の規定に基づき内閣総理大臣が指定するものをいう。

8. 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支部分局（国家行政組織法第9条の地方支部分局をいう。）その他の国の地方行政機関で、災害対策基本法第2条第4号の規定に基づき内閣総理大臣が指定するものをいう。

9. 原子力災害対策活動

原子力災害の発生または拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

10. 原子力防災要員

原災法第8条第3項の規定に基づき原子力災害対策活動を行う要員（ただし、原災法第8条第4項の規定に基づき原子力規制委員会等に届け出る要員に限る。）をいう。

原子力防災要員は、別表1-1に定める業務を行う。

11. 災害対策要員

発電所においては、原子力防災要員の補佐・交代を行う要員をいい、その他の組織においては、各組織における原子力災害対策活動を実施し、発電所において実施される原子力災害対策活動を支援する要員をいう。

12. 原子力防災管理者

原災法第9条第1項の規定に基づき発電所において選任され、原子力防災組織を統括する業務を行う者をいう。

13. 副原子力防災管理者

原災法第9条第3項の規定に基づき発電所において選任され、原子力防災組織の統括について、原子力防災管理者を補佐する業務を行う者をいう。

1 4 . 原子力緊急事態支援組織

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令（以下、「防災業務計画省令」という。）第2条第2項7号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材又は機材及びこれらを管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部組織をいう。

1 5 . 緊急時対策所

防災業務計画省令第2条第2項1号に規定する、原子力事業所における原子力事業所災害対策の実施を統括管理する施設をいう。

1 6 . 原子力事業所災害対策支援拠点

防災業務計画省令第2条第2項2号に規定する、原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。なお、周辺地域において、必要な機能をすべて満たすことができる施設が存在しない場合は、複数の施設を選定し対処する。

1 7 . 本店非常災害対策室および松山原子力本部非常災害対策室

防災業務計画省令第2条第2項3号に規定する、原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（原子力施設事態即応センター）をいう。

1 8 . 安全パラメータ伝送システム（以下、「S P D S」という。）

防災業務計画省令第2条第2項4号に規定する、原子力事業所内の状況に関する情報その他の情報を伝送する原子力事業所内情報等伝送設備をいう。

1 9 . 統合原子力防災ネットワーク

緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策等拠点施設（以下、「オフサイトセンター」という。）および独立行政法人原子力安全基盤機構とを接続する情報通信ネットワークをいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力災害の発生を未然に防止するためには、規制法等に基づき、その設計、建設および運転の各段階および事業所外運搬において多重防護等の考え方により、各種の安全確保に万全を期すことが第一である。特に運転の段階においては、運転管理および燃料管理等に関する定められた事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要であるが、これらについては、規制法に基づく保安規定に基づき、活動を行う。

また、愛媛県原子力防災計画、伊方町原子力防災計画および山口県原子力防災計画では、発電所の敷地境界付近の放射線量が、原災法第10条第1項に定められた通報基準より低いレベルから災害 対策本部の設置の準備を始めることとしていることから、これに対応するための措置を 盛り込むこととする。

これらを踏まえて、この計画では、次に掲げる各段階における諸施策について定める。

1. 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策を行うため、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育および訓練の実施等

2. 非常体制発令時の措置の実施

発電所敷地境界の放射線量が、愛媛県原子力防災計画、伊方町原子力防災計画および山口県原子力防災計画に定められた災害対策本部設置の準備基準に至ったときから、または原災法第10条第1項に基づく通報基準に至ったときから、原子力緊急事態解除宣言されるまでの間に実施する通報、非常体制の確立、放射線測定等の措置、緊急事態応急対策の実施および関係機関への原子力防災要員の派遣等

3. 原子力災害事後対策の実施

原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員の派遣等

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

原子力防災管理者、副原子力防災管理者ならびに発電所の原子力防災要員および災害対策要員、本店、松山原子力本部および東京支社の災害対策要員は、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策について理解しておくとともに、この計画に従い円滑かつ適切に遂行する。

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。なお、原子力防災管理者は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、愛媛県知事、伊方町長および山口県知事に報告する。また、この計画を修正する場合には、次のとおり行う。

1. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、愛媛県原子力防災計画、伊方町原子力防災計画および山口県原子力防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導および助言を受け、社長にその旨を具申する。
2. 社長は、この計画を修正しようとするときは、あらかじめ愛媛県知事、伊方町長および山口県知事に協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに、修正しようとする日を明らかにして、愛媛県知事、伊方町長および山口県知事にこの計画の案を提出して行う。
3. 社長は、この計画を修正した場合、すみやかに様式1に定める届出書に必要事項を記入し、内閣総理大臣および原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。
4. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、この計画の作成または修正に関する事項について報告できるよう、作成および修正の履歴を保存しておく。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

1. 非常体制の区分

原子力災害が発生するおそれのある場合または発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の情勢に応じて非常体制を区分する。

表 非常体制の区分

原子力災害の情勢	非常体制の区分
別表2－1の事象が発生したときから、第1種非常体制が発令されるまでの間または事象が収束し非常準備体制を取る必要がなくなったときまでの間	非常準備体制
別表2－2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報を行ったときから、第2種非常体制が発令されるまでの間または事象が収束し第1種非常体制を取る必要がなくなったときまでの間	第1種非常体制
別表2－3の事象が発生したときまたは内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間	第2種非常体制

2. 原子力防災組織

(1) 発電所の原子力防災組織

- a. 原子力防災管理者は、発電所に別図2-1に定める原子力防災組織を設置するとともに、原子力防災組織に原子力防災要員および災害対策要員を置く。
- b. 発電所の原子力防災組織は、別図2-1に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生または拡大を防止するために必要な活動を行う。
- c. 社長は、原子力防災要員を置いた場合または変更した場合、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長および山口県知事に様式2の届出書により原子力防災要員を置いた日または変更した日から7日以内に届け出る。
- d. 原子力防災管理者は、原子力防災要員および災害対策要員のうち、派遣要員を定めておく。派遣要員は、次に掲げる職務を実施する。
 - (a) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力
 - (b) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力
 - (c) 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力
- e. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、原子力防災組織および原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。

(2) 本店および松山原子力本部の原子力防災組織

- a. この計画における松山原子力本部は、原子力本部直轄（松山）、原子力保安研修所および松山支店をいう。
- b. 社長は、本店に別図2-2に定める原子力防災組織を設置するとともに、原子力防災組織に災害対策要員を置く。
- c. 原子力本部長は、松山原子力本部に別図2-3に定める原子力防災組織を設置するとともに、原子力防災組織に災害対策要員を置く。

- d. 本店および松山原子力本部の原子力防災組織は、別図2-2および別図2-3に定める業務分掌に基づき原子力災害対策活動を実施し、関係機関との連絡調整、資機材の整備、点検、調達および輸送など発電所において実施される原子力災害対策活動を支援する。
- e. 社長は、第2種非常体制を発令した場合、オフサイトセンター等の関係機関と連携し、全社大で緊急事態応急対策および原子力災害事後対策に取り組む。

（3）東京支社の原子力防災組織

- a. 東京支社長は、東京支社に別図2-4に定める原子力防災組織を設置するとともに、原子力防災組織に災害対策要員を置く。
- b. 東京支社の原子力防災組織は、別図2-4に定める業務分掌に基づき、東京支社における原子力災害対策活動を実施し、関係機関との連絡調整および広報活動など、発電所において実施される原子力災害対策活動を支援する。

3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は発電所長とし、原子力防災組織を統括管理するとともに次に掲げる職務を行う。

なお、原子力防災管理者は、旅行または疾病その他の事故のため長期に亘り不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者（以下、「副防災管理者」という。）の中から代行者を指定する。

- a. 別表2-1に該当する事象の発生について通報を受けまたは自ら発見したときは、直ちに別図2-5に示す箇所へ通報する。
- b. 別表2-1に該当する事象が発生した場合、直ちに発電所の原子力防災要員および災害対策要員を招集し、速やかに状況の把握に努める。
- c. 別表2-2または別表2-3に該当する事象の発生について通報を受けまたは自ら発見したときは、直ちに別図2-6に示す箇所へ通報する。
- d. 別表2-2または別表2-3に該当する事象が発生した場合、直ちに発電所の原子力防災要員および災害対策要員に、原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な応急措置を行わせる。
- e. 原災法第11条第1項に定められた放射線測定設備（以下、「モニタリングポスト」という。）を設置および維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材または機材を備え付け、隨時、保守点検する。
- f. 発電所の原子力防災要員および災害対策要員に、原子力災害事後対策のために必要な措置を行わせる。

(2) 副防災管理者の職務

副防災管理者は発電所所長代理および安全管理部長とし、次に掲げる職務を行う。

- a. 原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。
- b. 原子力防災管理者が不在のときは、発電所所長代理、安全管理部長の順位により、その職務を代行する。

(3) 社長は、原子力防災管理者または副防災管理者を選任または解任した場合、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長および山口県知事に7日以内に様式3の届出書により届け出る。

なお、社長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、原子力防災管理者および副防災管理者の選任状況について報告を求められたときはこれを行う。

第2節 原子力災害対策組織の運営

1. 通報の実施

（1）非常準備体制の発令基準に至った場合の通報

原子力防災管理者は、別表2－1に該当する事象の発生についての通報を行う場合、別図2－5に定める通報連絡経路を使用して通報する。

また、原子力防災管理者は内閣総理大臣、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、非常準備体制発令の通報を行った事象についての報告を求められたときは、これを行う。

（2）原災法第10条第1項等に基づく通報連絡体制

原子力防災管理者は、別表2－2または別表2－3に該当する事象の発生についての通報を行う場合、別図2－6に定める通報連絡経路を使用して通報する。

また、原子力防災管理者は内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、原災法第10条第1項等の通報を行った事象についての報告を求められたときは、これを行う。

2. 非常体制の発令および解除

（1）非常体制の発令

a. 発電所

原子力防災管理者は、別表2－1、別表2－2または別表2－3に該当する事象が発生した場合、その情勢に応じて直ちに非常準備体制、第1種非常体制または第2種非常体制（以下、合わせて「非常体制」という。）を発令する。

原子力防災管理者は、非常体制を発令した場合、直ちに原子力部長に報告する。

b. 本店

原子力部長は、原子力防災管理者から発電所における非常体制の発令の報告を受けた場合、直ちに社長および原子力本部長に報告する。

この場合、社長は、本店における非常体制を発令する。この際、発電所において発令された非常体制の区分を本店においても適用する。

本店において非常体制が発令された場合、社長は、東京支社長に非常体制の発令を指示する。この際、発電所において発令した非常体制の区分を東京支社においても適用する。

c. 松山原子力本部

原子力本部長は、原子力部長より発電所における非常体制の発令の報告を受けた場合、松山原子力本部における非常体制を発令する。

この際、発電所において発令した非常体制の区分を適用する。

d. 東京支社

東京支社長は、社長より非常体制の発令を指示された場合、東京支社における非常体制を発令する。

(2) 非常体制の区分の変更

a. 発電所

原子力防災管理者は、非常体制の区分を変更したときは、原子力部長にその旨を報告する。

b. 本店

原子力部長は、原子力防災管理者から発電所の非常体制の区分の変更の報告を受けたときは、その旨を社長および原子力本部長に報告する。

この場合、社長は、本店における非常体制の区分を変更するとともに、東京支社長に非常体制の区分の変更を指示する。

c. 松山原子力本部

原子力本部長は、原子力部長より発電所における非常体制の区分の変更の報告を受けた場合、松山原子力本部における非常体制の区分を変更する。

d. 東京支社

東京支社長は、社長より非常体制の区分の変更を指示された場合、東京支社における非常体制の区分を変更する。

(3) 非常体制の解除

a. 発電所

原子力防災管理者は次に掲げるいずれかの状態となった場合、社長、原子力本部長および関係機関と協議し非常体制を解除する。

(a) 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その後原災法第15条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合

(b) 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害の原因の除去および被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合

(c) 原災法第10条第1項に基づく通報基準に至らず、原子力災害の原因の除去および被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合

原子力防災管理者は、発電所の非常体制を解除した場合、原子力部長に報告する。

b. 本店

原子力部長は、原子力防災管理者から発電所の非常体制の解除の報告を受けたときは、その旨を社長および原子力本部長に報告する。この場合、社長は、本店における非常体制を解除する。

社長は、本店の非常体制を解除した場合、東京支社長に非常体制の解除を指示する。

c. 松山原子力本部

原子力本部長は、原子力部長より発電所における非常体制の解除の報告を受けた場合、松山原子力本部における非常体制を解除する。

d. 東京支社

東京支社長は、社長より非常体制の解除を指示された場合、東京支社における非常体制を解除する。

3. 原子力防災要員等の非常招集

(1) 非常体制発令時の非常招集

a. 発電所

原子力防災管理者は、非常体制発令時、別図2-7に示す連絡経路により、原子力防災要員および災害対策要員を緊急時対策所に非常招集する。

なお、原子力防災管理者は、あらかじめ原子力防災要員および災害対策要員の連絡先を記載した名簿を作成し整備しておく。

b. 本店

原子力部長は、本店における非常体制発令時、本店の災害対策要員を別図2-8に示す連絡経路により本店非常災害対策室に非常招集する。

なお、本店関係各部の部長は、あらかじめ各部の災害対策要員の連絡先を記載した名簿を作成し整備しておく。

c. 松山原子力本部

原子力本部長は、松山原子力本部における非常体制発令時、松山原子力本部の災害対策要員を別図2-8に示す連絡経路により松山原子力本部非常災害対策室に非常招集する。

なお、原子力本部長は、あらかじめ松山原子力本部の災害対策要員の連絡先を記載した名簿を作成し整備しておく。

d. 東京支社

東京支社長は、東京支社における非常体制発令時、東京支社の災害対策要員を別図2-8に示す連絡経路により東京支社に非常招集する。

なお、東京支社長は、あらかじめ東京支社の災害対策要員の連絡先を記載した名簿を作成し整備しておく。

4. 災害対策本部および災害対策総本部の設置および廃止

各災害対策本部の組織全体図を別図2-9に示す。

(1) 災害対策本部および災害対策総本部の設置

a. 発電所

(a) 原子力防災管理者は、非常体制を発令した場合、速やかに発電所の緊急時対策所に別図2-10に示す災害対策本部を設置する。

(b) 発電所の災害対策本部は、原子力防災管理者、副防災管理者、原子力防災要員および災害対策要員で構成する。

(c) 発電所の災害対策本部長は、原子力防災管理者とする。

b. 本店

(a) 社長は、本店に非常体制を発令した場合、速やかに本店非常災害対策室に別図2-11に示す災害対策本部（高松）を設置する。

(b) 災害対策本部（高松）は、本店の災害対策要員で構成する。

(c) 災害対策本部（高松）の本部長は、社長とする。

c. 松山原子力本部

- (a) 原子力本部長は、松山原子力本部に非常体制を発令した場合、速やかに別図2-12に示す災害対策本部（松山）を設置する。
- (b) 災害対策本部（松山）は、松山原子力本部の災害対策要員で構成する。
- (c) 災害対策本部（松山）の本部長は、原子力本部長とする。

d. 東京支社

- (a) 東京支社長は、東京支社に非常体制を発令した場合、速やかに別図2-13に示す災害対策本部を設置する。
- (b) 東京支社の災害対策本部は、東京支社の災害対策要員で構成する。
- (c) 東京支社の災害対策本部長は、東京支社長とする。

e. 災害対策総本部

- (a) 災害対策総本部は、災害対策本部（高松）および災害対策本部（松山）から構成され、災害対策総本部の本部長は社長とする。
- (b) 社長は、災害対策本部（高松）および災害対策本部（松山）の設置をもって、災害対策総本部を設置する。

(2) 災害対策本部および災害対策総本部の廃止

- a. 発電所の災害対策本部長、災害対策本部（高松）の本部長、災害対策本部（松山）の本部長および東京支社の災害対策本部長は、非常体制を解除した場合、それぞれの災害対策本部を廃止する。
- b. 社長は、災害対策本部（高松）または災害対策本部（松山）の廃止をもって、災害対策総本部を廃止する。

5. 原子力事業所災害対策支援拠点の設置および廃止

(1) 災害対策本部（高松）の本部長は、事態に応じ原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入れ等、事故復旧作業の支援を行う。

(2) 災害対策本部（高松）の本部長は、非常体制を解除した場合、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

6. 権限の行使

(1) 非常体制発令時の活動

a. 発電所

(a) 非常体制が発令された場合、発電所の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、発電所の災害対策本部のもとで行う。

(b) 原子力防災管理者は、非常体制が発令された場合、発電所の災害対策本部長として、職制上の権限を行使して原子力災害対策活動を行う。

ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとる。なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとる。

b. 本店

非常体制が発令された場合、本店の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、災害対策本部（高松）のもとで行う。

c. 松山原子力本部

非常体制が発令された場合、松山原子力本部の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、災害対策本部（松山）のもとで行う。

d. 東京支社

非常体制が発令された場合、東京支社の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、東京支社の災害対策本部のもとで行う。

7. 災害対策本部および災害対策総本部設置後の情報連絡経路

(1) 災害対策本部および災害対策総本部設置後の社外関係機関への情報連絡経路は、別図2-14または別図2-15に示すとおりとする。

(2) 災害対策本部および災害対策総本部設置後の社内の体制および情報連絡経路は、別図2-16に示すとおりとする。

第3節 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備

1. 放射線測定設備の設置および検査等

原子力防災管理者は、原災法第11条第1項に基づく発電所の敷地境界付近の放射線測定設備（以下、「モニタリングポスト」という。）を、別図2-17に定めるとおり設置し、次に掲げる検査等を実施する。

- (1) モニタリングポストの検出部、表示および記録装置その他の主たる構成要素の外観において、放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- (2) モニタリングポストを設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。
- (3) 毎年1回以上定期に較正等の点検を行う。
- (4) モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、速やかに修理するとともに、他のモニタリングポストを監視する等の代替手段を講じる。
- (5) モニタリングポストを新たに設置したときまたは変更したときは、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長および山口県知事に7日以内に様式4に定める届出書により届け出る。
- (6) モニタリングポストを新たに設置したときまたは変更したときは、原災法第11条第5項の検査を受けるため、(5)の届出書と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を、社長より原子力規制委員会に提出する。
 - a. 氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
 - b. 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称および所在地
 - c. 検査を受けようとする放射線測定設備の数およびその概要
- (7) モニタリングポストにより測定した放射線量は、記録計または電子媒体により記録し1年間保存する。また、モニタリングポストにより測定した放射線量は、テレメータ等により公表する。
- (8) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、モニタリングポストの状況またはモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録もしくは公表に関する事項について報告を求められたときは

これを行う。

2. 原子力防災資機材の整備

原子力防災管理者は、原災法第11条第2項に規定された原子力防災資機材を別表2－4に示すとおり配備するとともに、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。
- (2) 原子力防災資機材に故障等が認められた場合、速やかに修理するかあるいは、代替品を補充することにより必要数量を確保する。
- (3) 原子力防災資機材を備え付けたときは、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長および山口県知事に7日以内に様式5に定める届出書により届け出る。
また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を翌月7日までに同様の届出書により届け出る。
- (4) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、原子力防災資機材の状況について報告を求められたときはこれを行う。

3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備

- (1) 原子力部長は、前項に定める原子力防災資機材以外の資機材のうち、原子力事業所災害対策支援に必要な主な資機材について、別表2－5に示すとおり配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。
なお、原子力部長は、必要な資機材の数量、種類、保管場所等については、訓練等の結果により適宜見直す。
- (2) 原子力防災管理者は、(1)を除く原子力防災資機材以外の資機材について別表2－5（このうち緊急時対応に必要な主な資機材の配置を別図2－18）に示すとおり配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。
なお、原子力防災管理者は、必要な資機材の数量、種類、保管場所等については、訓練等の結果により適宜見直す。

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1. オフサイトセンターに備え付ける資料

原子力防災管理者は、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策に必要となる資料のうち、別表2－6に定める資料をオフサイトセンターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。これらの資料のうち、原災法第12条第4項に基づき提出すべき資料については、内容の変更があった場合も同様とする。また、その他の資料についても、定期的に見直しを行う。

2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

原子力部長は、別表2－6に定める、オフサイトセンターに備え付ける資料と同等の資料を原子力規制庁緊急時対応センター（以下、「ERC」という。）に備え付けるため、原子力規制庁内の指定された場所へ配置する。また、原子力部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

3. 発電所、本店および松山原子力本部等に備え付ける資料

（1）発電所

原子力防災管理者は別表2－6に定める資料を、発電所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

（2）本店

原子力部長は別表2－6に定める資料を、本店に備え付ける。また、原子力部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

（3）松山原子力本部

原子力本部長は別表2－6に定める資料を、松山原子力本部に備え付ける。また、原子力本部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

（4）原子力事業所災害対策支援拠点

原子力部長は別表2－6に定める資料を、原子力事業所災害対策支援拠点用として発電所構外の保管場所（原子力保安研修所）に備え付ける。また原子力部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第5節 原子力災害対策活動で使用する施設の設置および設備の整備・点検

1. 緊急時対策所

- (1) 原子力防災管理者は、発電所に別図2-19および別表2-7に示す緊急時対策所を設置する。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時対策所およびSPDSを、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設および設備とする。
- (3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所およびSPDSに供給できるように整備・点検する。
- (4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備、統合原子力防災ネットワークに接続する。
なお、原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンターおよび独立行政法人原子力安全基盤機構との接続が確保できることを確認する。
 - a. 非常用通信機器
 - b. テレビ会議システム
 - c. SPDS

2. 原子力事業所災害対策支援拠点

- (1) 原子力部長は、原子力事業所災害対策支援拠点となる施設の候補として、別表2-7に示す施設をあらかじめ選定しておく。
- (2) 原子力部長は、原子力事業所災害対策支援拠点を、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設とする。
- (3) 原子力部長は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備・点検する。

3. 本店非常災害対策室

- (1) 原子力部長は、別表2-7に示す本店非常災害対策室を、常に使用可能な状態に整備する。

- (2) 原子力部長は、本店非常災害対策室を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設および設備とする。
- (3) 原子力部長は、非常用電源を本店非常災害対策室に供給できるように整備・点検する。
- (4) 原子力部長は、本店非常災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。
なお、原子力部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンターおよび独立行政法人原子力安全基盤機構との接続が確保できることを確認する。
- a . 非常用通信機器
 - b . テレビ会議システム

4. 松山原子力本部非常災害対策室

- (1) 原子力本部長は、別表2-7に示す松山原子力本部非常災害対策室を、常に使用可能な状態に整備する。
- (2) 原子力本部長は、松山原子力本部非常災害対策室を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設および設備とする。
- (3) 原子力本部長は、非常用電源を松山原子力本部非常災害対策室に供給できるように整備・点検する。
- (4) 原子力本部長は、松山原子力本部非常災害対策室に以下の設備を配備する。
なお、原子力本部長は、これらの設備を定期的に整備・点検する。
- a . 非常用通信機器
 - b . テレビ会議システム

5. 屋内退避場所および屋外退避場所

原子力防災管理者は、別図2-20に定める屋内退避場所および屋外退避場所のそれぞれの場所に立て看板等により、その場所が屋内退避場所もしくは屋外退避場所であることを掲示する。

また、原子力防災管理者は、屋内退避場所もしくは屋外退避場所を指定または変更したときは、関係者に周知する。

6. 応急処置施設

原子力防災管理者は、別図2-19に示す応急処置室を整備する。

7. 気象観測設備

原子力防災管理者は、別図2-19に示す気象観測設備を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、気象観測設備に故障等が認められた場合、速やかに修理する。

8. 運転指令装置および所内放送装置

原子力防災管理者は、発電所における運転指令装置および所内放送装置を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、運転指令装置または所内放送装置に故障等が認められた場合、速やかに修理する。

第6節 防災教育の実施

1. 発電所の原子力防災要員および災害対策要員に対する教育

原子力防災管理者は、発電所の原子力防災要員および災害対策要員に対し、原子力災害に対する知識および技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について教育を実施する。

なお、教育の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。

- (1) 原子力防災組織および活動に関する知識
- (2) 発電所および放射性物質の運搬容器等の施設または設備に関する知識
- (3) 放射線防護に関する知識
- (4) 放射線および放射性物質の測定方法ならびに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識
- (5) 危機管理に関する一般知識
- (6) 意識啓発

また、原子力防災管理者は、原子力発電事業に係る業務に従事する者に対しては、従業員はもとより、発電所出入りする業者等も含めて、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行う。

2. その他の災害対策要員に対する教育

原子力部長は、本店、松山原子力本部および東京支社の災害対策要員に対し、活動内容に応じて原子力災害に対する知識および技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について教育を実施する。

なお、教育の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。

- (1) 原子力防災組織および活動に関する知識
- (2) 危機管理に関する一般知識
- (3) 意識啓発

第7節 訓練の実施

1. 社内における訓練

(1) 原子力防災管理者、原子力部長、原子力本部長および東京支社長は、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、次に掲げる項目について別表2-8に示すとおり訓練を実施し評価する。

なお、訓練の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。

a. 防災訓練

b. AM訓練

c. 緊急時対応訓練

d. 緊急事態支援組織対応訓練

e. 通報訓練

f. 緊急被ばく医療訓練

g. モニタリング訓練

h. 避難誘導訓練

(2) 原子力防災管理者は、(1)に係る訓練実施計画をとりまとめ、原子力防災専門官の指導および助言を受ける。

なお、訓練実施計画には、原子力規制委員会に評価結果を報告する訓練を定めておく。

(3) 社長は、訓練の評価結果を、原子力規制委員会に様式6に定める報告書により報告するとともに、その要旨を公表する。

2. 国または地方公共団体が主催する訓練

発電所の原子力防災要員および災害対策要員ならびに本店、松山原子力本部および東京支社の災害対策要員は、国または地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参画し、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加する。

第8節 関係機関との連携

原子力防災管理者は、緊急時においてこの計画に基づき、関係機関と連携を取りながら、原子力事業所災害対策を進めるために、平常時から次の項目に掲げるとおり連携を図る。

1. 国との連携

- (1) 国の機関（原子力規制委員会およびその他関係省庁）および原子力防災専門官とは平常時から協調し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。
- (2) 内閣総理大臣、原子力規制委員会または国土交通大臣から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、これを行う。
- (3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会または国土交通大臣から原災法第32条に基づく事業所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災専門官からこの計画の修正および原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導および助言があった場合、速やかにその対応を行う。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 愛媛県知事、伊方町長および山口県知事とは、平常時から協調し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。
- (2) 地域防災会議等が開催される場合、必要に応じこれに参加し密接な連携を保つ。
- (3) 愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、これを行う。
- (4) 愛媛県知事ま、伊方町長または山口県知事から原災法第32条に基づく事業所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査について対応を行う。

3. 地元防災関係機関等との連携

地元防災関係機関等とは平常時から協調し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。

4. 原子力緊急事態支援組織の整備

- (1) 社長は、原子力事業者間の協力によって、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項についてあらかじめ別表2-9に示す原子力緊急事態支援組織と調整しておく。
- a. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置および資機材等
 - b. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置および資機材等の保守要領、点検記録の保管
 - c. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置および資機材等の保管方法、保管場所
- (2) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織に発電所の原子力防災要員および災害対策要員を定期的に派遣し、遠隔操作が可能な装置等の操作に関する技能を習得して、原子力事業所災害対策の円滑な実施に資する。

第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より発電所の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓発を行う。

- 1. 放射性物質および放射線の特性
- 2. 原子力事業所の概要
- 3. 原子力災害とその特殊性

第3章 非常体制発令時の措置の実施

第1節 通報および連絡

1. 通報および連絡の実施

- (1) 原子力防災管理者は、別表2-1に該当する事象が発生した場合、15分以内を目途として、様式7に定められた通報様式に必要事項を記入し、愛媛県知事、伊方町長、山口県知事およびその他別図2-5に示す箇所にファクシミリ装置を用いて一斉に送信し、必要な箇所には電話によりその着信を確認する。
- (2) 原子力防災管理者は、別表2-2または別表2-3に該当する事象の発生について通報を受けまたは自ら発見したときは、15分以内を目途として、様式9定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長、山口県知事およびその他別図2-6に示す箇所にファクシミリ装置を用いて一斉に送信した上で記録として保存し、必要な箇所には電話によりその着信を確認する。
- (3) 別表2-2または別表2-3に定める事象のうち、事業所外運搬に係る事象の発生について、原子力防災管理者は、通報を受けまたは自ら発見したときは、15分以内を目途として、様式10に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長、山口県知事、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長およびその他別図2-6に示す箇所にファクシミリ装置を用いて一斉に送信した上で記録として保存し、必要な箇所には電話によりその着信を確認する。
- (4) 原子力防災管理者は、別表2-2の通報を行った場合は、原災法第10条第1項に基づく通報を行った旨を報道機関へ発表する。

2. 非常体制発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、別表2-1、別表2-2または別表2-3に該当する事象が発生した場合、直ちに非常体制を発令するとともに、発電所の原子力防災要員および災害対策要員を非常招集し、災害対策本部を設置する。
- (2) 原子力防災管理者は、非常体制を発令した場合、直ちに原子力部長に報告する。
- (3) 原子力部長は、原子力防災管理者より発電所の非常体制の発令の連絡を受けた場合、社長および原子力本部長に報告する。

- (4) 社長は、原子力部長から発電所の非常体制発令の報告を受けたときは、本店に非常体制を発令するとともに、東京支社長に非常体制の発令を指示する。
- (5) 社長は、本店に災害対策本部（高松）を設置する。
災害対策本部（高松）は、本店の災害対策要員で構成され、非常体制発令時に原子力部長が非常招集する。
- (6) 原子力本部長は、原子力部長から発電所の非常体制発令の報告を受けた場合、松山原子力本部に非常体制を発令するとともに、松山原子力本部の災害対策要員を非常招集し、災害対策本部（松山）を設置する。
- (7) 東京支社長は、社長から非常体制発令の指示を受けた場合、東京支社に非常体制を発令するとともに、東京支社の災害対策要員を非常招集し、災害対策本部を設置する。
- (8) 社長は、災害対策本部（高松）および災害対策本部（松山）の設置をもって、災害対策総本部を設置する。
- (9) 原子力防災管理者は、発電所の災害対策本部の本部長となり活動を開始する。
- (10) 社長は、災害対策本部（高松）の本部長および災害対策総本部の本部長となり活動を開始する。
- (11) 原子力本部長は、災害対策本部（松山）の本部長となり活動を開始する。
- (12) 東京支社長は、東京支社の災害対策本部の本部長となり活動を開始する。
- (13) 各災害対策本部および災害対策総本部の本部長は、別図2-15に定める情報連絡経路に従い連絡する。

3. 情報の収集と提供

- (1) 発電所の災害対策本部の各班長は、事故状況の把握等を行うため、速やかに次に掲げる事項の実施、または事故および被害状況等を迅速かつ的確に収集し、発電所の災害対策本部長に報告する。
- a. 事故の発生時刻および場所
- b. 事故原因、状況および事故の拡大防止措置
- c. 被ばくおよび傷害等人身災害にかかる状況

- d . 発電所敷地周辺における放射線ならびに放射能の測定結果
 - e . 放出放射性物質の量、種類、放出場所および放出状況の推移等の状況
 - f . 気象状況
 - g . 収束の見通し
 - h . 別表2－10に示すSPDSデータが統合原子力防災ネットワークに伝送されていることの確認
 - i . テレビ会議システムの起動
 - j . その他必要と認める事項
- (2) 発電所の災害対策本部の各班長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を、様式8、様式11または様式12に記載し、別図2－14または別図2－15に示す情報連絡経路に従い、社外関係機関にファクシミリ装置を用いて送信し、記録として保存する。
- (3) 災害対策本部（高松）の各班長は、事故状況の把握等を行うため、速やかに次に掲げる事項を実施し、事故および被害状況等を迅速かつ的確に収集し、災害対策本部（高松）の本部長に報告する。
- a . テレビ会議システムの起動
 - b . その他必要と認める事項
- (4) 災害対策本部（松山）の各班長は、事故状況の把握等を行うため、速やかに次に掲げる事項を実施し、事故および被害状況等を迅速かつ的確に収集し、災害対策本部（松山）の本部長に報告する。
- a . テレビ会議システムの起動
 - b . その他必要と認める事項

4. 通話制限

発電所の災害対策本部総務班長、災害対策本部（高松）総務班長および災害対策本部（松山）総務班長は、原子力災害対策実施時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。

第2節 応急措置の実施

1. 警告および避難誘導

(1) 退避場所等の指定

発電所の災害対策本部総務班長は、発電所内の事象に係る非常体制が発令された場合、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者および来訪者等（以下、「発電所避難者」という。）に対する退避場所および避難経路等の必要な事項を指定する。また、各退避場所に集合している発電所避難者の避難誘導を行う要員（以下、「避難誘導員」という。）を配置する。

(2) 避難の周知

発電所の災害対策本部総務班長は、発電所避難者に対して所内放送・運転指令装置等により指定する退避場所への避難および避難の際の防護措置を周知する。この際、来訪者に対しては、バス等による輸送もしくは、避難誘導員による誘導案内等を行い、退避場所への避難が迅速かつ適切に行えるよう特に配慮する。

(3) 発電所敷地外への避難

発電所の災害対策本部総務班長は、発電所避難者を発電所敷地外へ避難させる必要がある場合、避難誘導員に対して、発電所敷地外へ避難させるよう指示する。

また、この際、災害対策本部総務班長は、情報連絡班長および報道班長を経由してその旨を直ちに愛媛県知事、伊方町長、原子力防災専門官および各関係機関に連絡する。

なお、発電所の災害対策本部総務班長は、発電所避難者の避難状況を把握する。

(4) 車両の使用の禁止

発電所の災害対策本部総務班長は、非常体制発令中においては、発電所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に關係のない車両の使用を禁止するよう関係者に周知する。

2. 放射能影響範囲の推定

発電所の災害対策本部技術支援班長は、発電所内および発電所敷地周辺の放射線ならびに放射能の測定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合、放射線監視データ、気象観測データおよび緊急時環境モニタリングデータ等から放射能影響範囲を推定する。

3. 緊急被ばく医療

(1) 救助活動

発電所の災害対策本部総務班長は、負傷者および放射線障害を受けた者または受けたおそれのある者（以下、「負傷者等」という。）がいる場合、負傷者等を各班長および関係者と協力して放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

(2) 医療活動

発電所の災害対策本部総務班長は、負傷者等について各班長および関係者と協力して応急処置ならびに汚染の状況を確認するとともに、場合によっては発電所内の応急処置施設を使用するなど、除染を含むできる限りの汚染拡大防止措置を講じた後、医療機関に搬送する。

(3) 二次災害防止に関する措置

発電所の災害対策本部総務班長は、救急・救助隊員および医療関係者の被ばく防止のため、救出・搬送および治療の依頼を行う時、事故の概要および負傷者等の放射性物質による汚染の状況等の情報について連絡する。

また、依頼後の情報について順次、消防機関および医療機関に連絡するとともに、救急・救助隊員到着時に必要な情報を伝達する。

(4) 医療機関への搬送に関する措置

発電所の災害対策本部総務班長は、放射性物質により汚染した負傷者ならびに放射線障害を受けた者または受けたおそれのある者を医療機関へ搬送する際には、放射性物質や放射線に関する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。ただし、当該者がやむを得ず患者に同行できない場合は、事故の状況、患者の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。

また、医療機関到着時に必要な情報を伝達する。

4. 消火活動

(1) 初期消火

発電所の災害対策本部総務班長は、火災が発生した場合、速やかに火災の状況を把握し、各班長および関係者と協力して安全を確保しつつ、迅速に初期消火を行う。

(2) 二次災害防止に関する措置

発電所の災害対策本部総務班長は、消防隊員の被ばく防止のため、消火の依頼を行う時、事故の概要および放射性物質の漏えいの有無等の情報について消防機関に連絡する。

また、依頼後の情報について順次、消防機関に連絡する。

（3）消火活動

発電所の災害対策本部総務班長は、消防隊到着後、消防隊員の安全確保および消火活動方法の決定に必要な情報を提供し、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

5. 汚染拡大の防止

（1）発電所の災害対策本部技術支援班長および総務班長は、不必要的被ばくを防止するため、関係者以外の者の立ち入りを禁止する区域を設置し、標識により明示とともに、必要に応じて運転指令装置または所内放送装置等により、発電所構内にいる者に周知する。

（2）発電所の災害対策本部技術支援班長は、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止および除去に努める。

6. 線量評価

発電所の災害対策本部技術支援班長は、避難者および原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止および除去に努める。

7. 広報活動

（1）発電所の災害対策本部報道班長、災害対策本部（高松）報道班長、災害対策本部（松山）報道班長および東京支社の災害対策本部報道班長は、プラントの状況、応急措置の概要等の公表する内容を取りまとめ、報道機関へ発表する。

（2）発電所の災害対策本部報道班長は、オフサイトセンターの運営が開始された場合、報道班員を派遣し、オフサイトセンターにおいて報道機関へ発表する。

8. 応急復旧

(1) 施設および設備の監視ならびに点検

発電所の災害対策本部運転班長は、中央制御室の計器等による監視および可能な範囲における巡回点検の実施により、発電所設備の状況および機器の動作状況等を把握する。

(2) 応急の復旧対策

発電所の災害対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るために、優先順位を考慮して実施担当者を明確にした上で、下記事項に関する応急復旧計画を策定し、災害対策本部各班長は、この計画に基づき復旧対策を実施する。

- a. 施設や設備の整備および点検
- b. 故障した設備等の応急の復旧
- c. その他応急の復旧対策に必要な事項

(3) 原子力規制委員会から命令があった場合の対応

発電所の災害対策本部長は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について原子力規制委員会から命令があった場合は、適切に対応する。

9. 原子力災害の発生または拡大の防止を図るための措置

発電所の災害対策本部の各班長は、事故状況の把握、事故の拡大防止および被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生または拡大の防止を図るため、次に掲げる事項について措置を検討し実施する。

(1) 発電所の災害対策本部運転班長は、主要運転データにより原子炉系の運転状態を把握し、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。

(2) 発電所の災害対策本部運転班長は、発生事象に対する工学的安全施設等の健全性ならびに運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射能が外部へ放出される可能性を評価する。

(3) 発電所の災害対策本部運転班長は、事故の拡大のおそれがある場合、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。

(4) 発電所の災害対策本部運転班長は、事故発生ユニットについて、事故拡大防止に必要な運転上の措置を行う。

- (5) 発電所の災害対策本部運転班長は、その他のユニットについて、事故発生ユニットからの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検および操作を実施して保安維持を行う。
- (6) 発電所の災害対策本部技術支援班長は、可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射能量の予測を行う。
- (7) 発電所の災害対策本部技術支援班長は、環境への放射性物質の放出状況および気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

10. 資機材の調達および輸送

発電所の災害対策本部総務班長は、原子力防災資機材およびその他資機材を調達するとともに、資機材の輸送を行う。

また、発電所の災害対策本部総務班長は、発電所において十分に調達できない場合、災害対策本部（高松）調査復旧班長に必要とする資機材の調達および輸送を要請する。

11. 応急措置の実施報告

発電所の災害対策本部の各班長は、本節の各項に掲げる応急措置を実施するとともに、様式8または様式11に定める報告様式にその概要を記入し、災害対策本部情報連絡班長および報道班長を経由して別図2-14または別図2-15に定める情報連絡経路に従い、ファクシミリ装置を用いて関係箇所に送信して記録として保存する。

12. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

発電所の災害対策本部長、災害対策本部（高松）の本部長および災害対策本部（松山）の本部長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関および海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図る。

また、発電所の災害対策本部情報連絡班長および報道班長は、様式12に定める報告様式にその概要を記入し、別図2-14または別図2-15に定める情報連絡経路に従い、ファクシミリ装置を用いて関係箇所に送信し、記録として保存する。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避

(4) 立入制限区域の設定

(5) 核燃料物質等の安全な場所への移動

(6) モニタリングの実施

(7) 核燃料物質等による汚染および漏えい拡大の防止および汚染の除去

(8) 遮へい対策の実施

(9) その他放射線障害の防止のために必要な措置

13. 原子力防災要員等の派遣

(1) オフサイトセンター等への派遣

発電所の災害対策本部長は、原子力防災専門官その他の国の関係機関から、オフサイトセンターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに愛媛県知事、伊方町長およびその他の執行機関の実施する次に掲げる、オフサイトセンターにおける緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようとするため、別表4-1に定める原子力防災要員および災害対策要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

a. オフサイトセンターにおける業務に関する事項

(a) オフサイトセンターの設営準備助勢

(b) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換

(c) 報道機関への情報提供

(d) 緊急事態応急対策についての相互の協力および調整

b. 環境放射線モニタリング、汚染検査および汚染除去に関する事項

(a) 環境放射線モニタリング

(b) 身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定

(c) 住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定

(d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

(2) E R Cへの派遣

東京支社の災害対策本部長は、国の関係機関から、E R Cの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、災害対策要員の派遣その他必要な措置を講じる。

(3) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣

災害対策本部（高松）の本部長は、次に掲げる事項を実施するための拠点として原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ選定しておいた施設の候補の中から適切な拠点を選定し、災害対策要員およびその他必要な要員の派遣、原子力事業所災害対策支援に必要な資機材および原子力災害対策活動で使用する資料の輸送を、陸路を原則として実施する。

なお、原子力事業所災害対策支援拠点は、別図2-21に示す複数の拠点により必要な広さおよび業務を分散させる。また、放射線管理等の業務については、警戒区域の設定範囲により柔軟に対応することが必要なため、あらかじめ設定することは困難なことから、候補を選定しておく。

a. 原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項

(a) 発電所への物資、要員の派遣

(b) 輸送に付随する放射線管理、入退域管理

(4) 他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織の協力の要請

発電所の災害対策本部長は、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織の応援を必要とするときは、災害対策総本部長に要請する。

これを受け、災害対策総本部長は、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織の協力を要請する。

14. 原子力災害合同対策協議会への代表者の派遣

災害対策総本部長は、原子力災害合同対策協議会が設置された場合、災害対策本部（松山）の本部長または副本部長を派遣する。

第3節 緊急事態応急対策

1. 第2種非常体制の発令

- (1) 発電所の災害対策本部長は、別表2-3に該当する事象に至った場合、発電所の災害対策本部情報連絡班長および報道班長を経由して、様式1-3に定められた報告様式に必要事項を記入し、直ちに別図2-1-5に示す情報連絡経路に従い、社外関係機関にファクシミリ装置を用いて送信することにより報告する。なお、送信した報告は記録として保存する。
- (2) 発電所の災害対策本部長は、この報告を行ったときあるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、第2種非常体制を発令する。
- (3) 発電所の災害対策本部長は、原子力部長に第2種非常体制を発令した旨を報告し、原子力部長はその旨を災害対策本部（高松）の本部長および災害対策本部（松山）の本部長に報告する。
- (4) 災害対策本部（高松）の本部長は、発電所の第2種非常体制の発令の報告を受けた場合、本店における第2種非常体制を発令するとともに、東京支社の災害対策本部長に第2種非常体制の発令を指示する。
- (5) 災害対策本部（松山）の本部長は、原子力部長から第2種非常体制発令の報告を受けた場合、松山原子力本部に第2種非常体制を発令する。
- (6) 東京支社の災害対策本部長は、災害対策本部（高松）の本部長から第2種非常体制発令の指示を受けた場合、東京支社に第2種非常体制を発令する。

2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡方法

- (1) 発電所の災害対策本部長は、オフサイトセンターが設置された場合、オフサイトセンターに派遣されている原子力防災要員と連絡を密にする。発電所の災害対策本部長は、原子力災害合同対策協議会から発電所に対して指示された事項を周知し対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要な意見を進言する。
- (2) 発電所の災害対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、原子力緊急事態の状況および緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

3. 応急措置の継続実施

発電所の災害対策本部長は、第3章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、非常体制が解除されるまでの間、継続して実施する。

4. 事業所外運搬事故における対策

発電所の災害対策本部長、災害対策本部（高松）の本部長および災害対策本部（松山）の本部長は、運搬を委託された者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

第4章 原子力災害事後対策

原子力防災管理者は、原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止または原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

第1節 発電所内の対策

1. 復旧対策

（1）発電所の災害対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定して原子力規制委員会、内閣府、愛媛県知事、伊方町長および山口県知事に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- a . 原子炉施設の損傷状況および汚染状況の把握
- b . 原子炉施設の除染の実施
- c . 原子炉施設損傷部の修理および改造の実施
- d . 放射性物質の追加放出の防止
- e . 各復旧対策の実施工程および対応する災害対策本部班 等

（2）発電所の災害対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、原子力災害事後対策の実施の状況について報告を求められたときはこれを行う。

2. 被災者の相談窓口の設置

社長は、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応に必要な体制を整備し、相談窓口等を設置する。

3. 原因究明と再発防止対策の実施

発電所の災害対策本部長は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

4. メンタルヘルス対策の実施

発電所の災害対策本部長は、原子力防災要員および災害対策要員に対し、心身の健康維持対策を適切に実施する。

第2節 原子力防災要員の派遣等

原子力防災管理者は、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに愛媛県知事、伊方町長、その他の執行機関の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようするため、別表5－1に定める原子力防災要員および災害対策要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

1. 広報活動に関する事項

(1) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換

(2) 報道機関への情報提供

2. 環境放射線モニタリング、汚染検査および汚染除去に関する事項

(1) 環境放射線モニタリング

(2) 身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定

(3) 住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定

(4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

(5) 他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織から派遣された原子力防災要員の対応

派遣された原子力防災要員および災害対策要員は、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会または派遣先の指示に基づき必要な業務を行う。

第5章 その他

第1節 他の原子力事業者への協力

1. 社長は、他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、または他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬中に原子力災害が発生した場合、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策および原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておく。
2. 他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、または他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬中に原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、原子力部長からの要請に応じ、次に掲げる環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査および汚染除去に関する事項について、別表6-1に示す原子力防災要員および災害対策要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力をを行う。
 - (1) 環境放射線モニタリング
 - (2) 身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
 - (3) 住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定
 - (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

伊方発電所

原子力事業者防災業務計画別冊

平成25年 4月

四国電力株式会社

図表集

別図 2－1	発電所の原子力防災組織および業務分掌	1
別図 2－2	本店の原子力防災組織および業務分掌	2
別図 2－3	松山原子力本部の原子力防災組織および業務分掌	3
別図 2－4	東京支社の原子力防災組織および業務分掌	4
別図 2－5	非常準備体制発令基準に達した場合の通報連絡経路	5
別図 2－6	原災法第10条第1項等に基づく通報連絡経路	6
別図 2－7	発電所災害対策本部員の非常招集連絡経路	8
別図 2－8	災害対策本部（高松）本部員・災害対策本部（松山）本部員・東京支社 災害対策本部員の非常招集連絡経路	9
別図 2－9	防災組織全体図	10
別図 2－10	発電所災害対策本部の業務分掌	11
別図 2－11	災害対策本部（高松）の業務分掌	12
別図 2－12	災害対策本部（松山）の業務分掌	13
別図 2－13	東京支社災害対策本部の業務分掌	13
別図 2－14	非常準備体制発令基準に達した場合の情報連絡経路	14
別図 2－15	第1種、第2種非常体制発足後の情報連絡経路	15
別図 2－16	災害対策本部および災害対策総本部設置後の社内の情報連絡経路	17
別図 2－17	発電所敷地境界付近の放射線測定設備	18
別図 2－18	緊急時対応に必要な主な資機材	19
別図 2－19	発電所内の緊急時対策所および応急処置室等	20
別図 2－20	発電所敷地内の屋内退避場所と屋外退避場所	21
別図 2－21	原子力事業所災害対策支援拠点の候補 配置図	22

別表 1－1	原子力防災要員の職務と配置	2 3
別表 2－1	非常準備体制の発令基準	2 4
別表 2－2	原災法第10条第1項に基づく通報基準	2 4
別表 2－3	原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準	2 7
別表 2－4	原子力防災資機材	3 0
別表 2－5	原子力防災資機材以外の資機材	3 2
別表 2－6	原子力災害対策活動で使用する資料	3 5
別表 2－7	原子力災害対策活動で使用する施設	3 6
別表 2－8	訓練の種類	3 8
別表 2－9	原子力緊急事態支援組織	3 9
別表 2－10	S P D S データ項目	4 0
別表 4－1	緊急事態応急対策活動における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与	4 3
別表 5－1	原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与	4 5
別表 6－1	他の原子力事業者への原子力防災要員および災害対策要員の派遣、原子力防災資機材の貸与	4 6

別図2-1

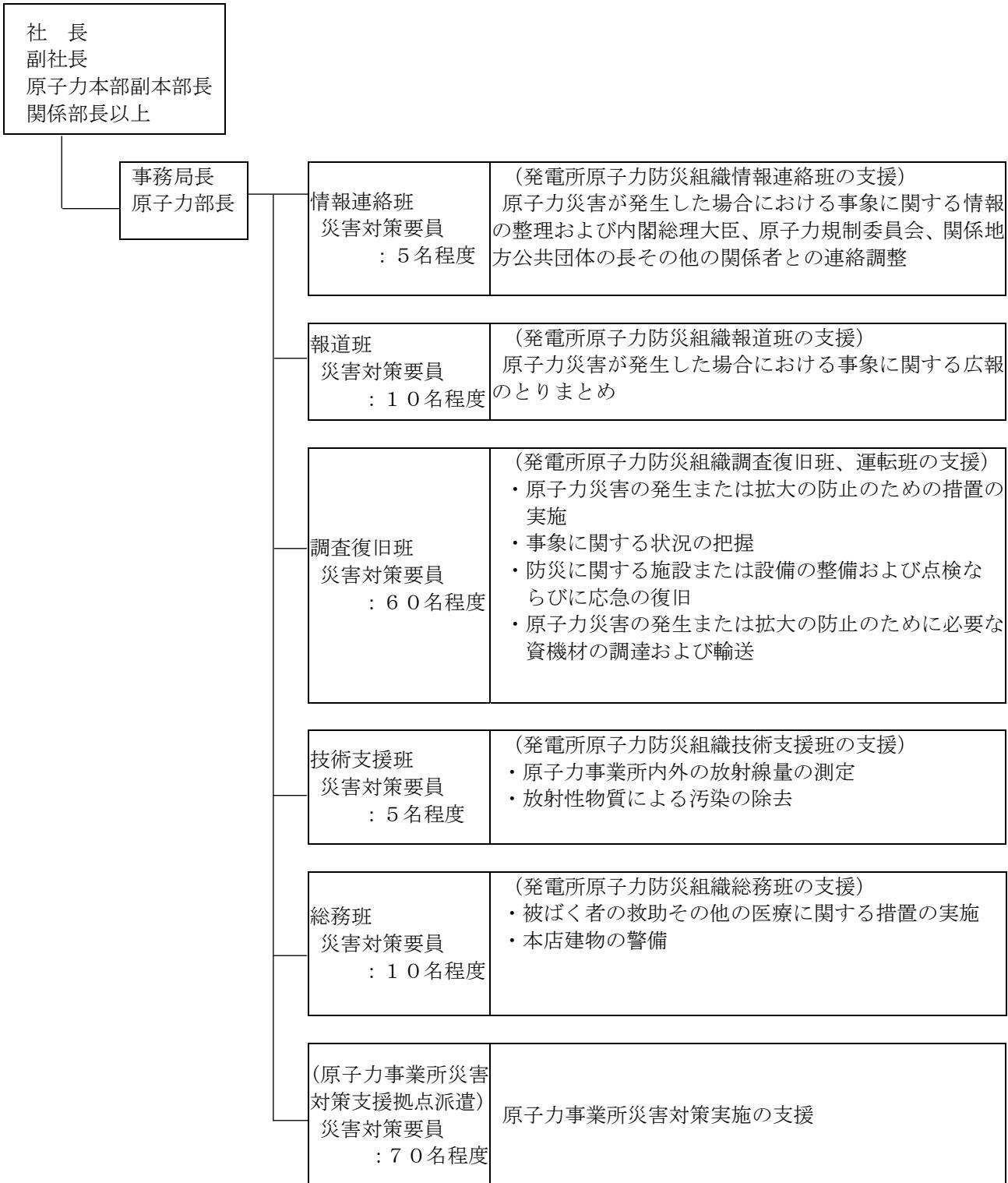
発電所の原子力防災組織および業務分掌

原子力防災管理者 (所長) 副原子力防災管理者 (所長代理、 安全管理部長)	情報連絡班 原子力防災要員：4名 災害対策要員 ：10名程度	原子力災害が発生した場合における事象に関する情報の整理および内閣総理大臣、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長、山口県知事、その他の関係者との連絡調整
	報道班 原子力防災要員：4名 災害対策要員 ：2名程度	原子力災害が発生した場合における事象に関する広報および関係地方公共団体の長等との連絡調整
運転班 原子力防災要員：4名 災害対策要員 ：25名程度		原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施
調査復旧班 原子力防災要員：5名 災害対策要員 ：45名程度		<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧 ・事象に関する状況の把握 ・遠隔操作が可能な装置等の操作
技術支援班 原子力防災要員：8名 災害対策要員 ：10名程度		<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所内外の放射線量の測定 ・放射性物質による汚染の除去
総務班 原子力防災要員：11名 災害対策要員 ：30名程度		<ul style="list-style-type: none"> ・被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施 ・原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送 ・原子力事業所内の警備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導
(オサイトセンター派遣) 原子力防災要員：7名		原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力

※原子力防災要員は法定届出書の要員数を記載。災害対策要員は総数（運転員交替勤務者、自衛消防隊を除く）を記載。対応が長期化する場合は、交代制等の構成となるよう体制の見直しを行う。

別図 2-2

本店の原子力防災組織および業務分掌



※要員は総数を記載。対応が長期化する場合は、交代制等の構成となるよう体制の見直しを行う。

別図2-3

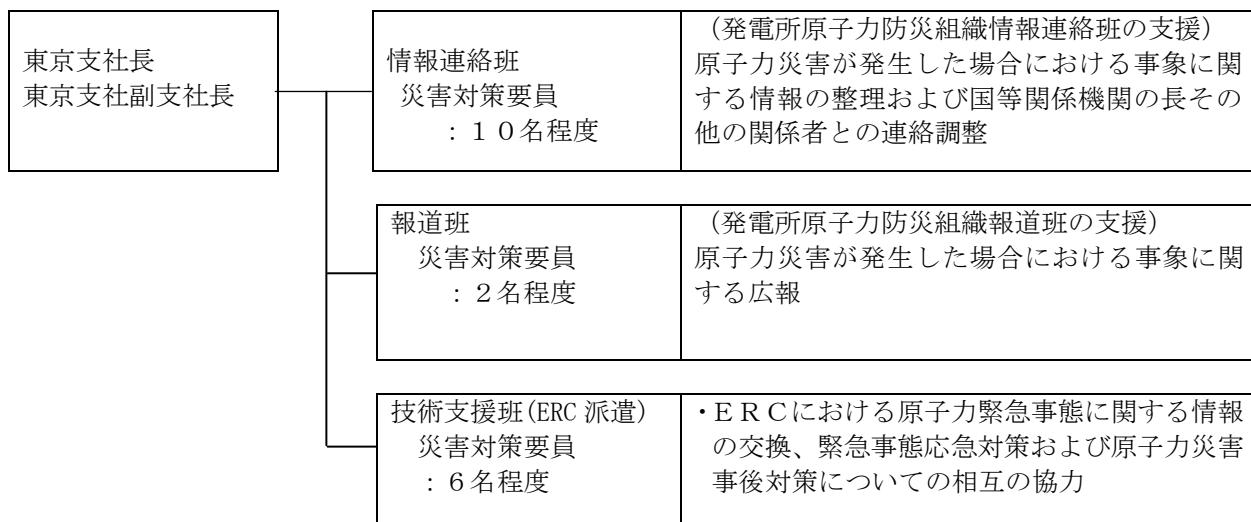
松山原子力本部の原子力防災組織および業務分掌

原子力本部長 原子力本部付部長 原子力保安研修所長 松山支店長 (原子力本部副本部長)	情報連絡班 災害対策要員 : 5名程度	(発電所原子力防災組織情報連絡班の支援) 原子力災害が発生した場合における事象に関する情報の整理および愛媛県、山口県等関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整
	報道班 災害対策要員 : 10名程度	(発電所原子力防災組織報道班の支援) 原子力災害が発生した場合における事象に関する広報
	調査復旧班 災害対策要員 : 15名程度	(発電所原子力防災組織調査復旧班の支援) <ul style="list-style-type: none"> ・事象に関する状況の把握 ・防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧 ・原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送
	技術支援班 災害対策要員 : 10名程度	(発電所原子力防災組織技術支援班の支援) <ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理用資機材等の整備および点検ならびに応急の復旧
	総務班 災害対策要員 : 10名程度	(発電所原子力防災組織総務班の支援) <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施 ・松山原子力本部建物の警備
	(オサイトセンター派遣) 災害対策要員 : 2名程度	原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力

※要員は総数を記載。対応が長期化する場合は、交代制等の構成となるよう体制の見直しを行う。

別図 2－4

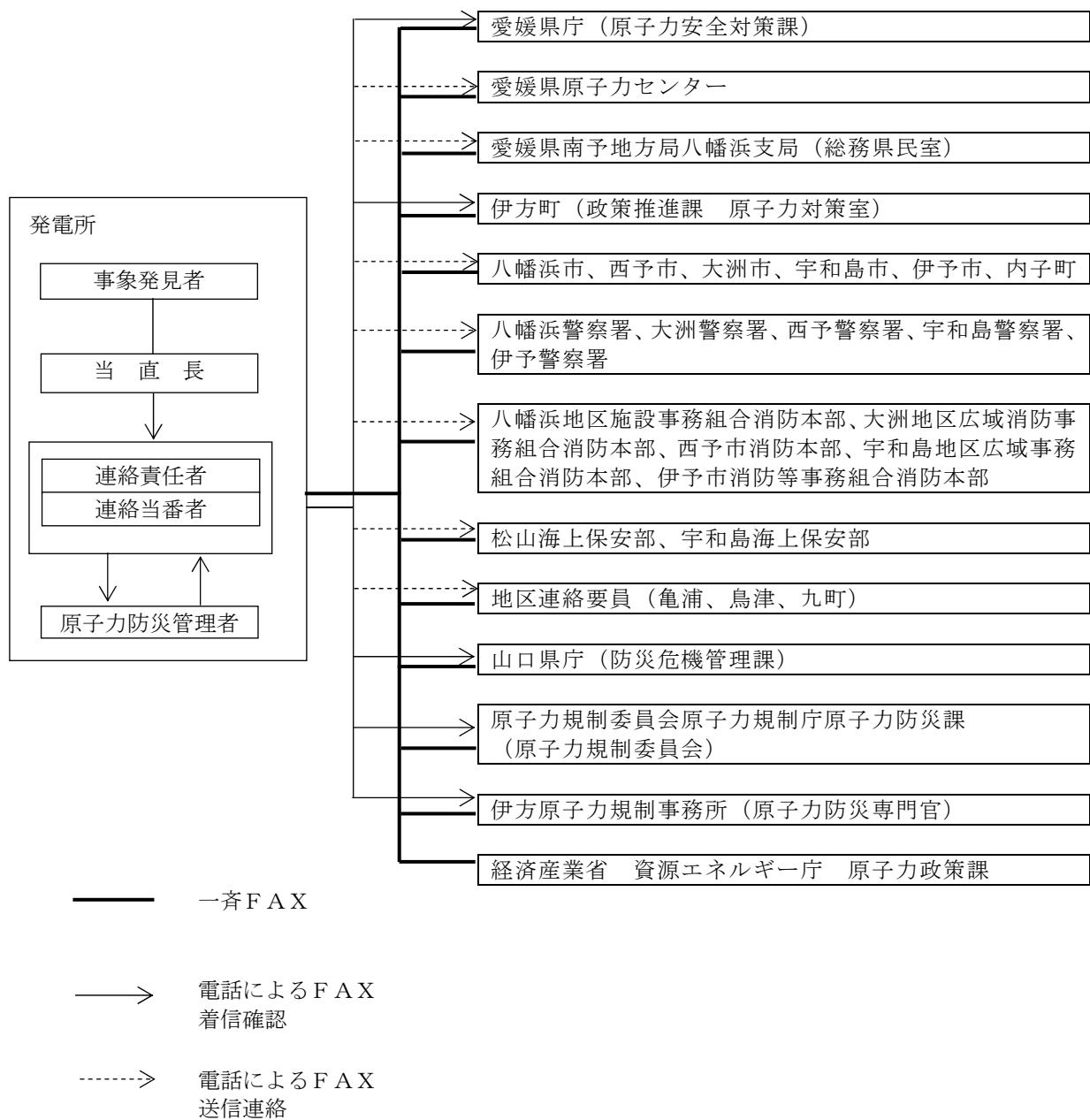
東京支社の原子力防災組織および業務分掌



※要員は総数を記載。対応が長期化する場合は、交代制等の構成となるよう体制の見直しを行う。

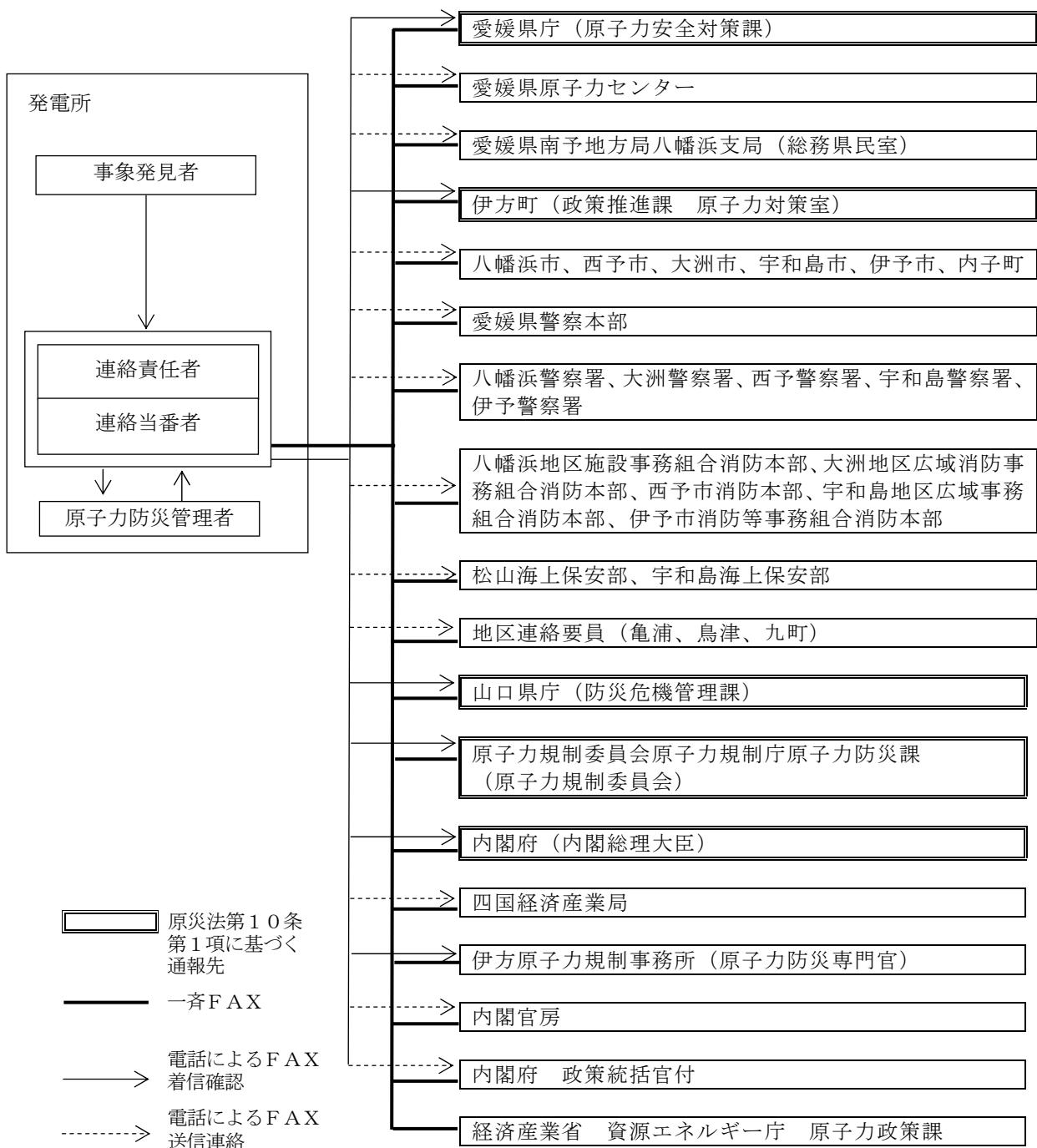
別図2-5

非常準備体制発令基準に達した場合の通報連絡経路
(発電所内での事象発生時の通報連絡経路)



別図2－6 原災法第10条第1項等に基づく通報連絡経路（1／2）

(1) 発電所内での事象発生時の通報連絡経路

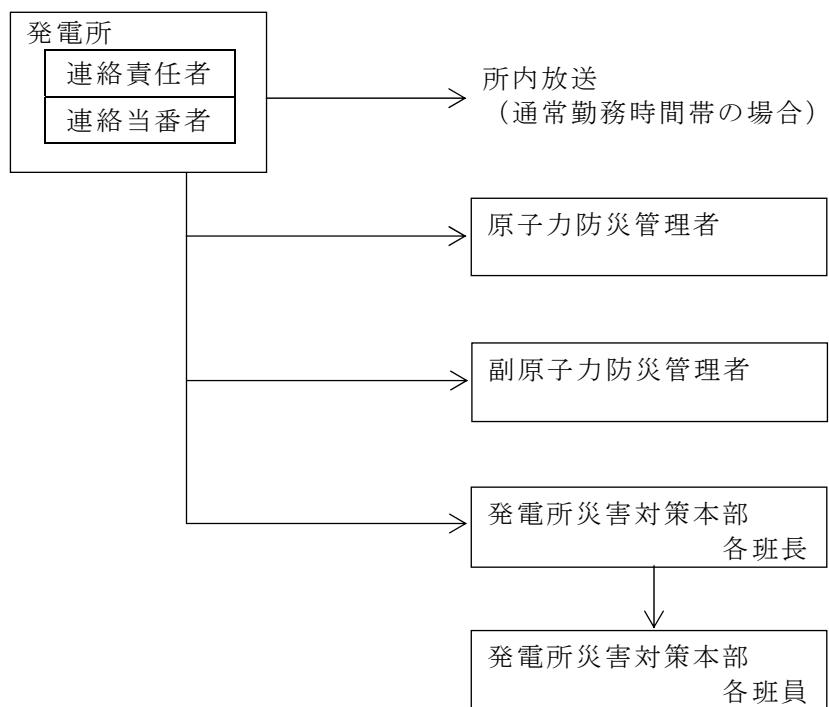


別図2－6 原災法第10条第1項等に基づく通報連絡経路（2／2）

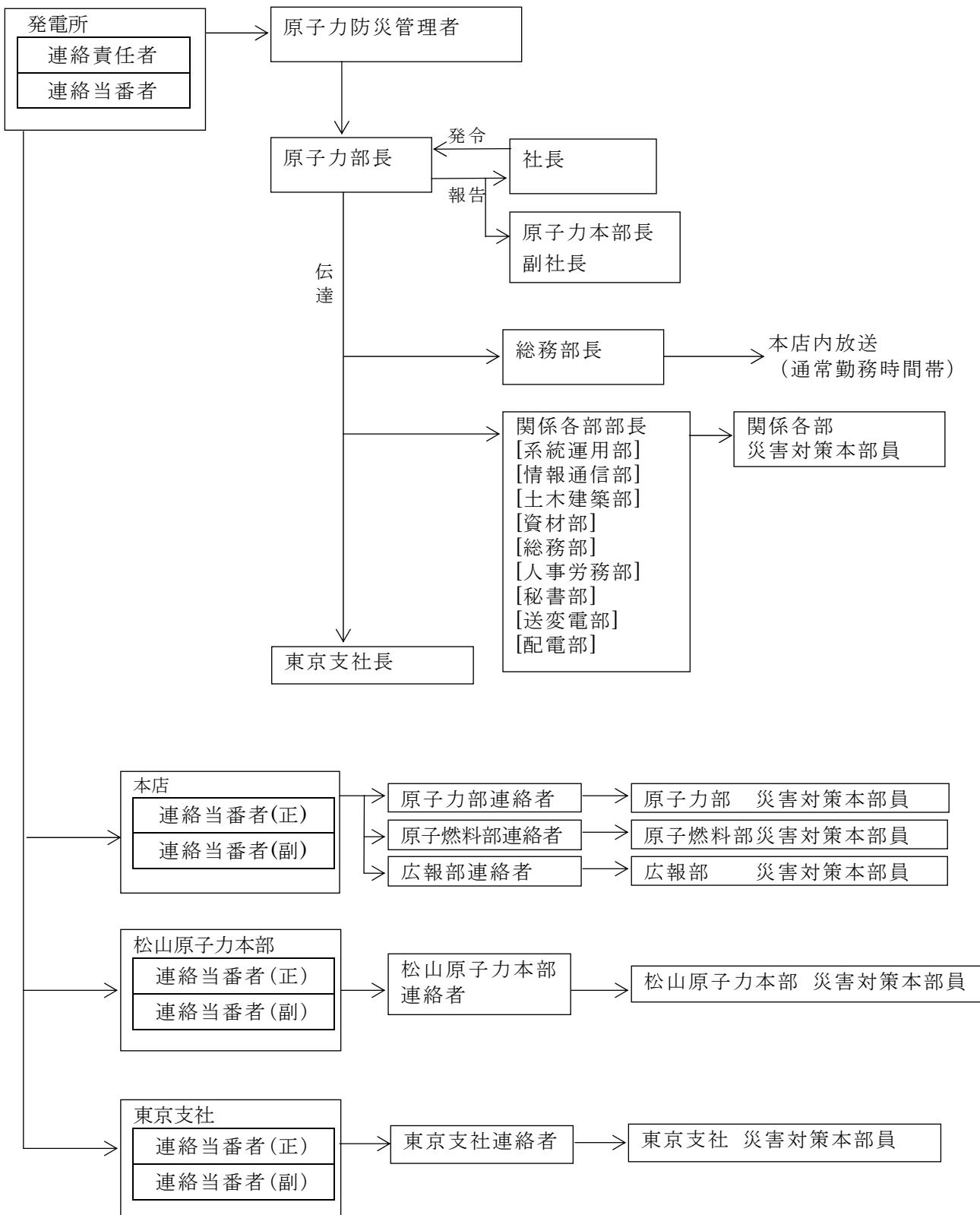
(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報連絡経路



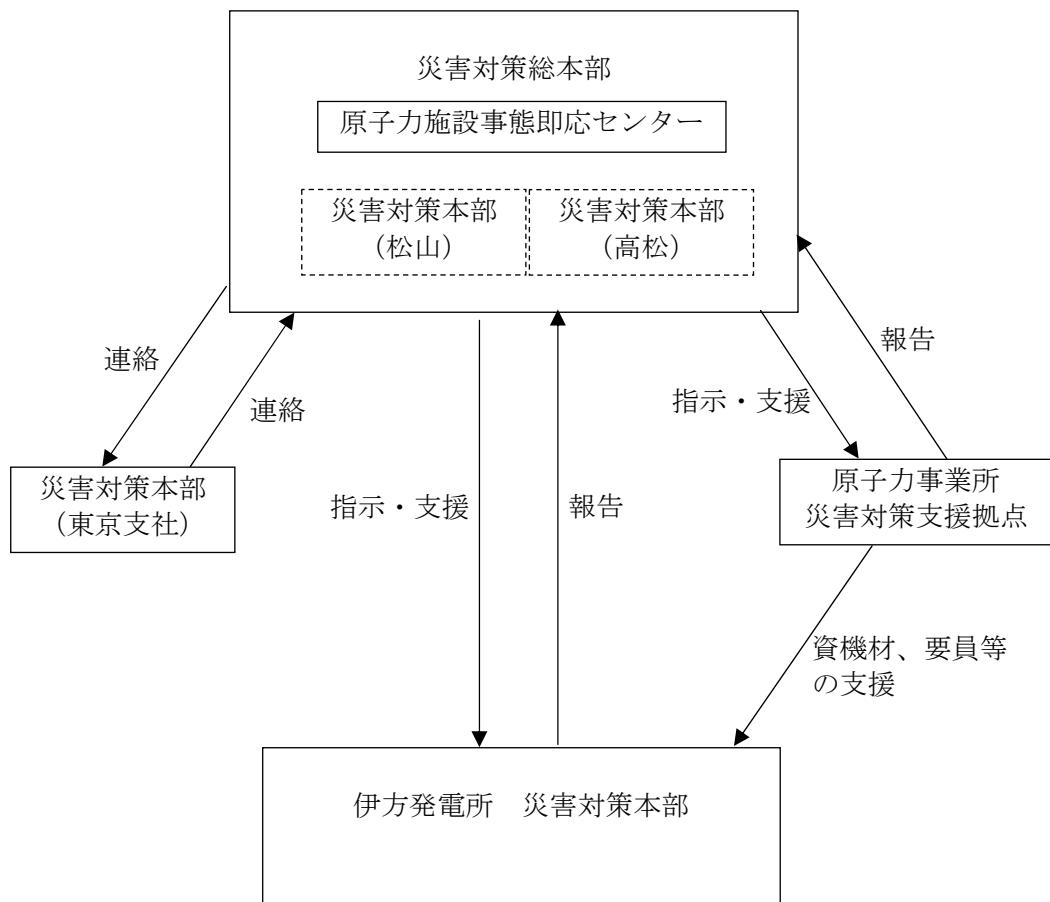
別図 2－7 発電所災害対策本部員の非常招集連絡経路



別図 2-8 災害対策本部（高松）本部員・災害対策本部（松山）本部員・東京支社災害対策本部員の非常招集連絡経路

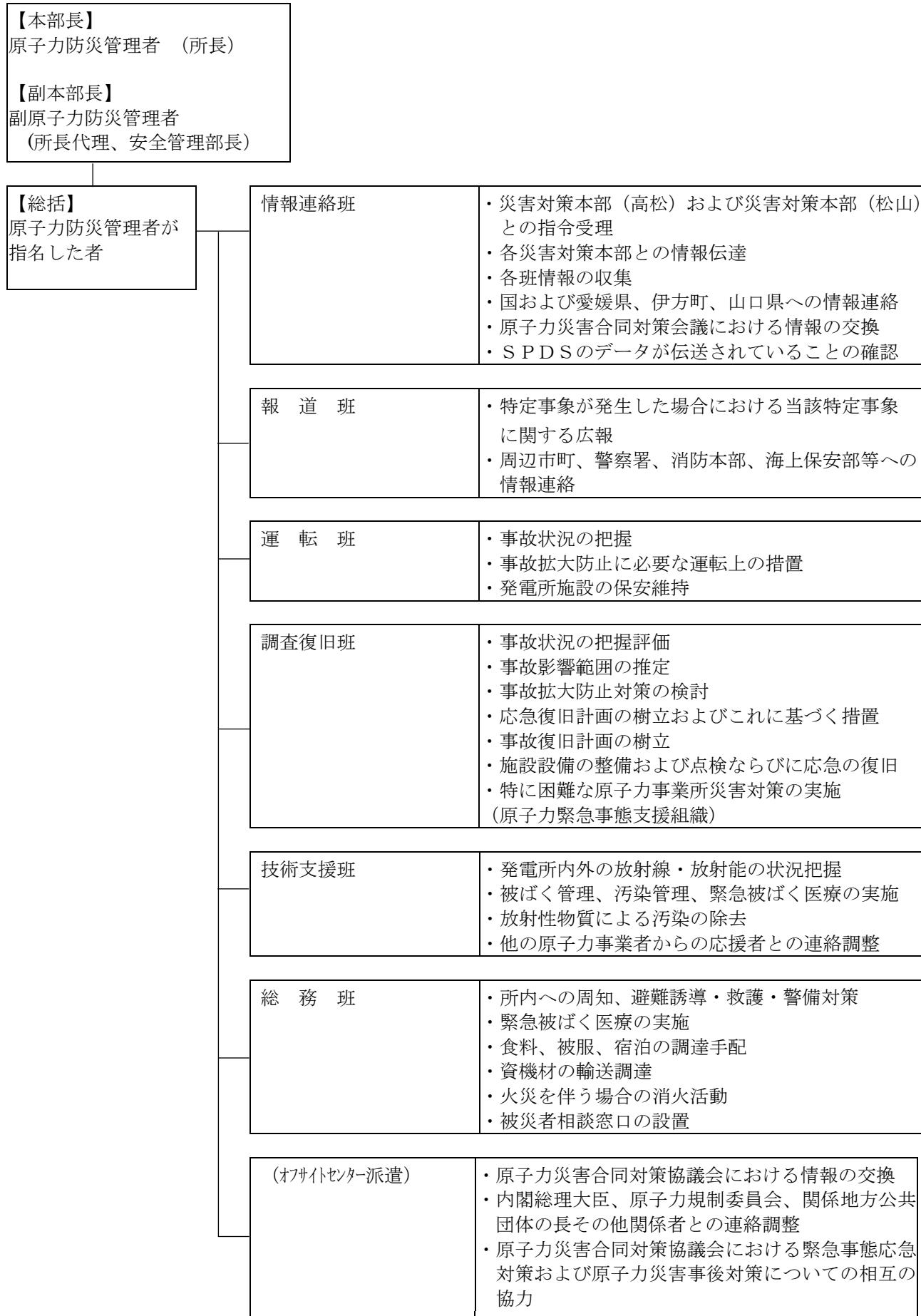


別図 2 - 9 防災組織全体図



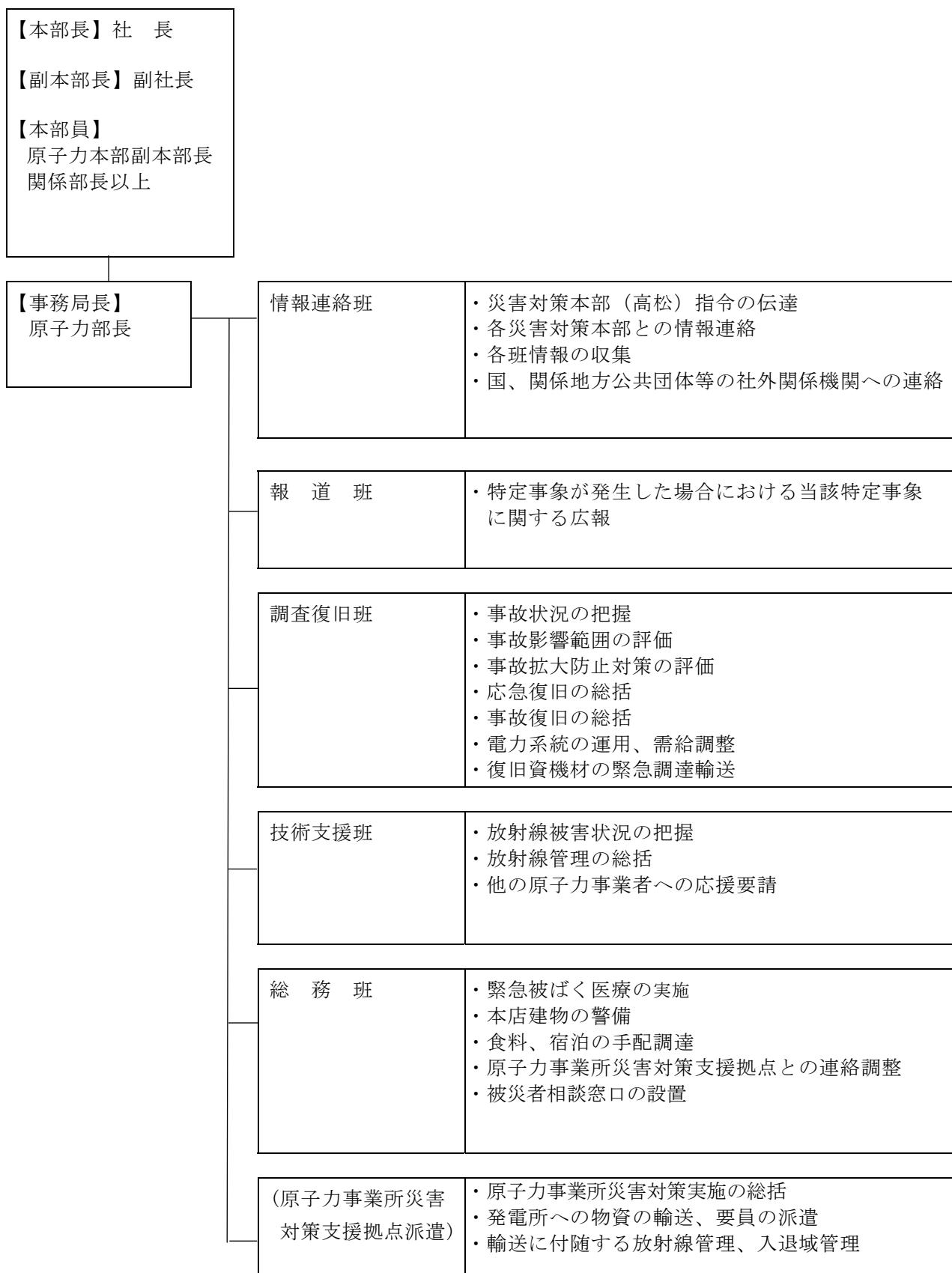
別図 2-10

発電所災害対策本部の業務分掌

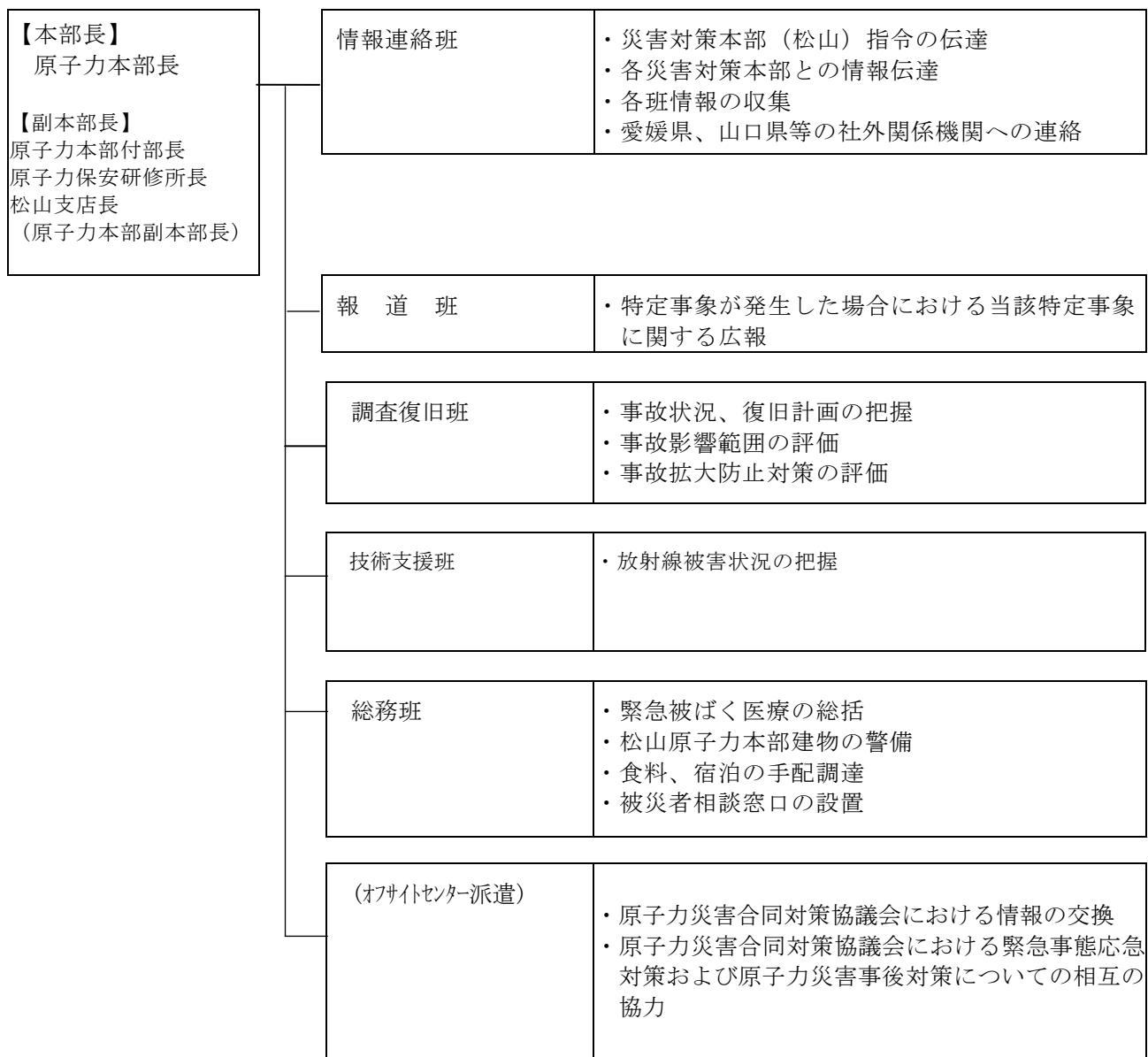


別図 2-1-1

災害対策本部（高松）の業務分掌



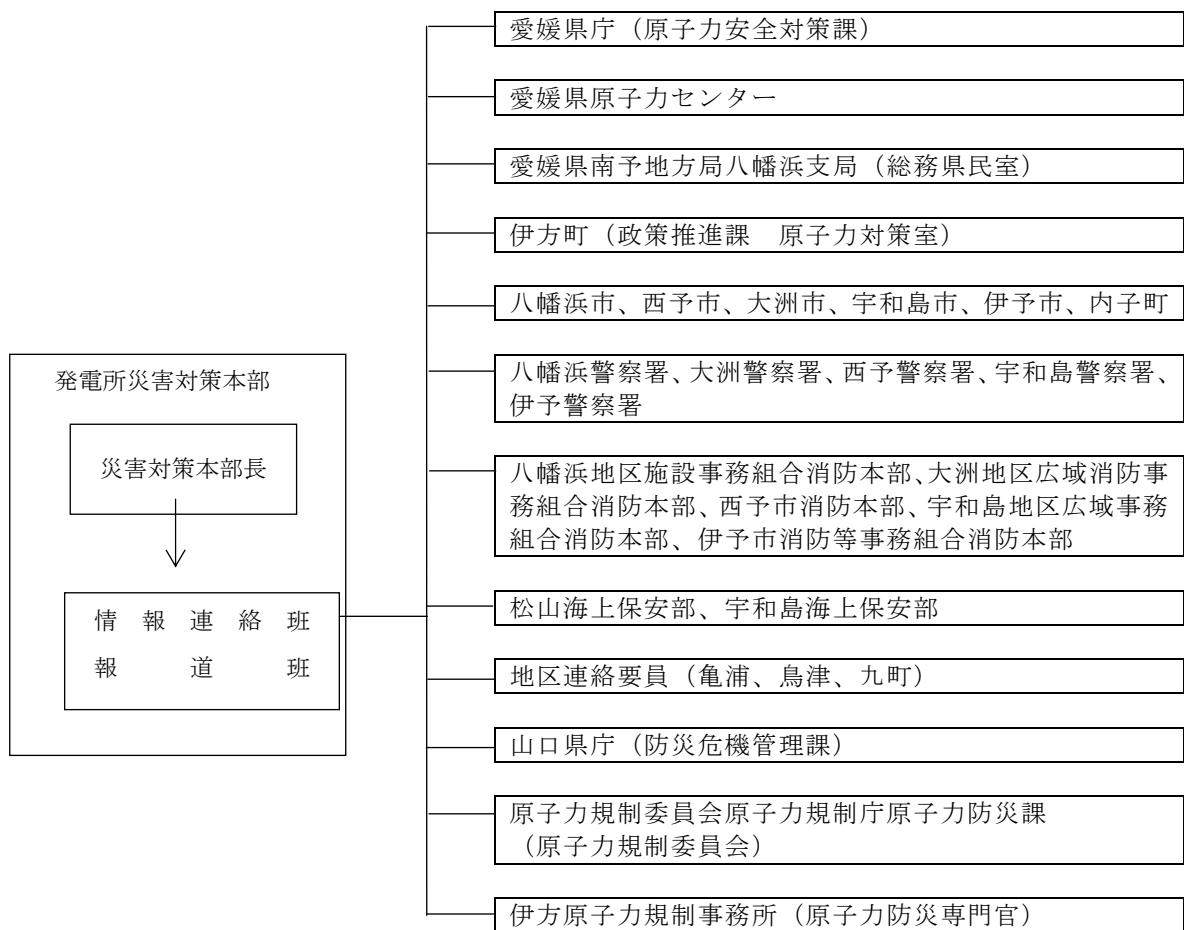
別図 2－12 災害対策本部（松山）の業務分掌



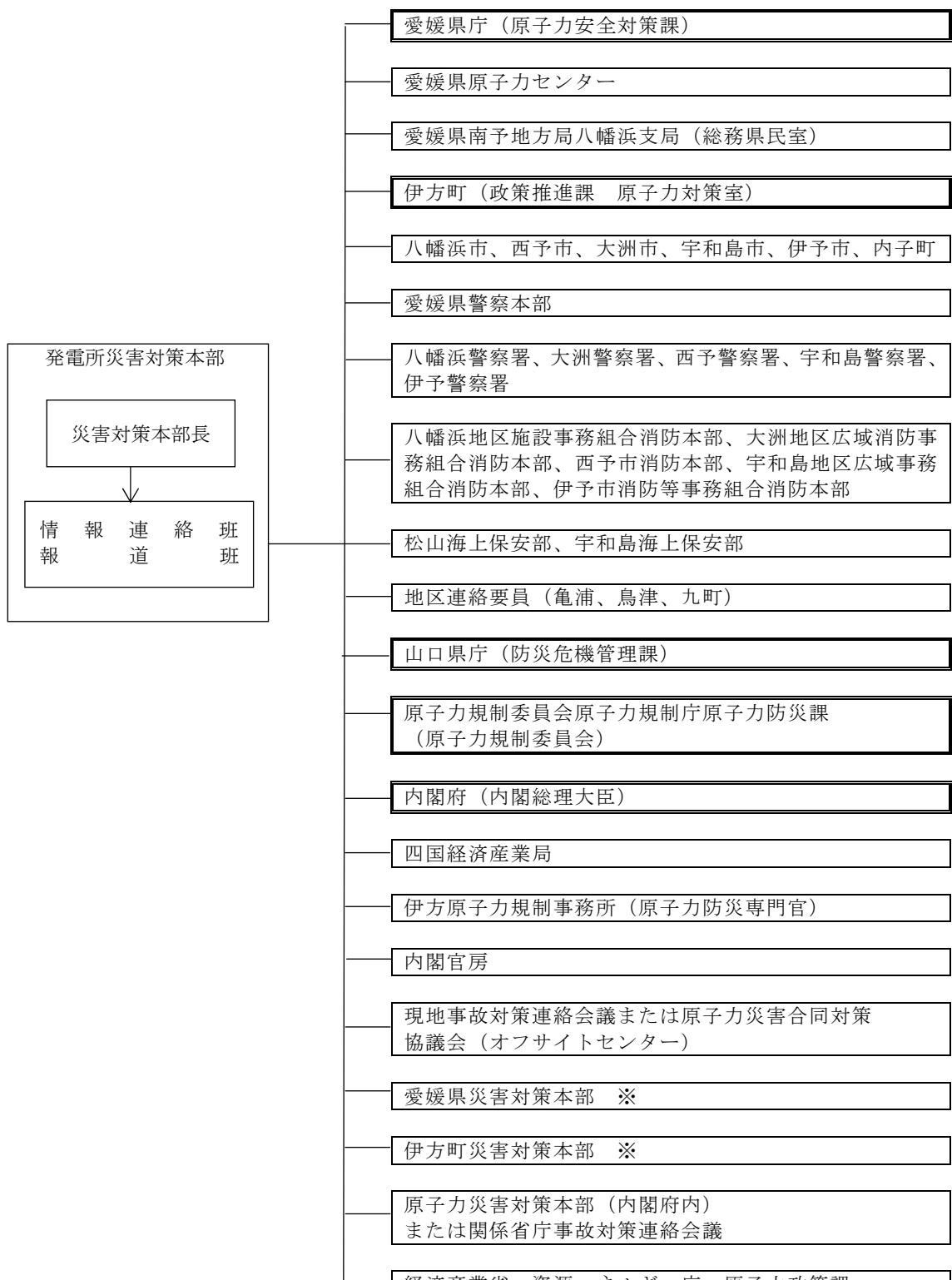
別図 2－13 東京支社災害対策本部の業務分掌



別図2-14 非常準備体制発令基準に達した場合の情報連絡経路

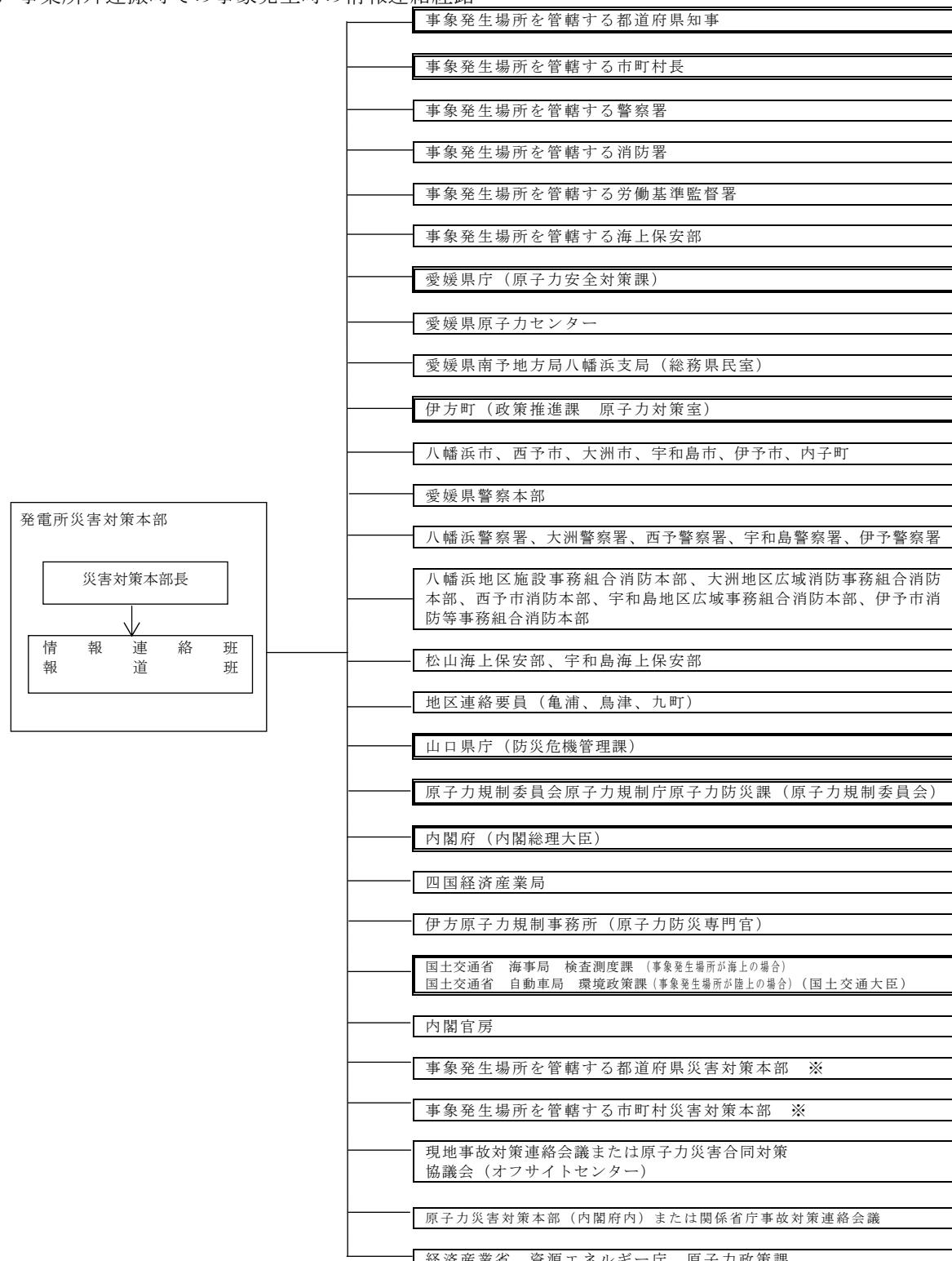


別図2－15 第1種、第2種非常体制発足後の情報連絡経路（1／2）
 (1) 発電所内での事象発生時の情報連絡経路



□ : 原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先
 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。

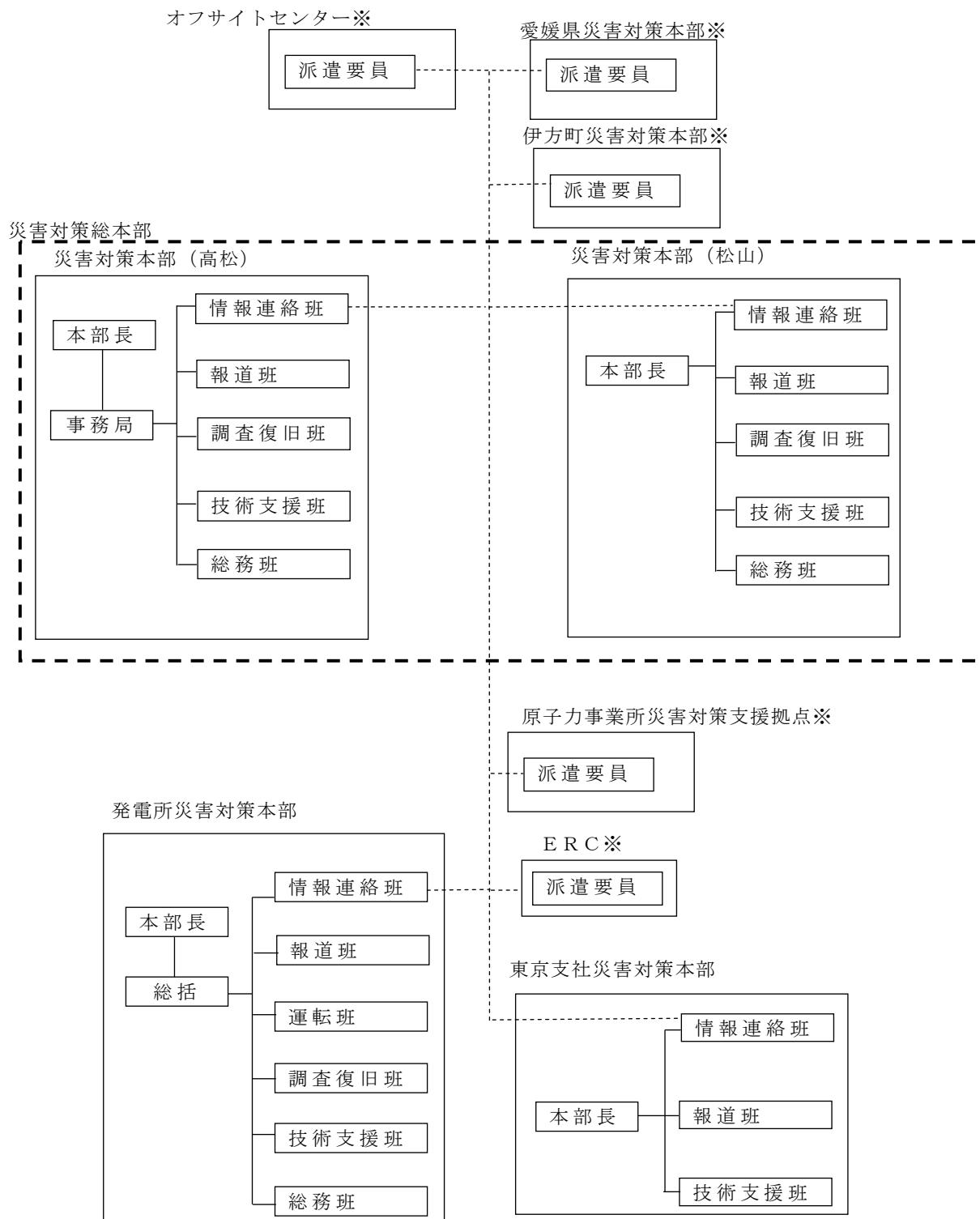
別図 2-15 第1種、第2種非常体制発足後の情報連絡経路（2／2）
 (2) 事業所外運搬時での事象発生時の情報連絡経路



■ : 原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先

※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。

別図2－16 災害対策本部および災害対策総本部設置後の社内の情報連絡経路

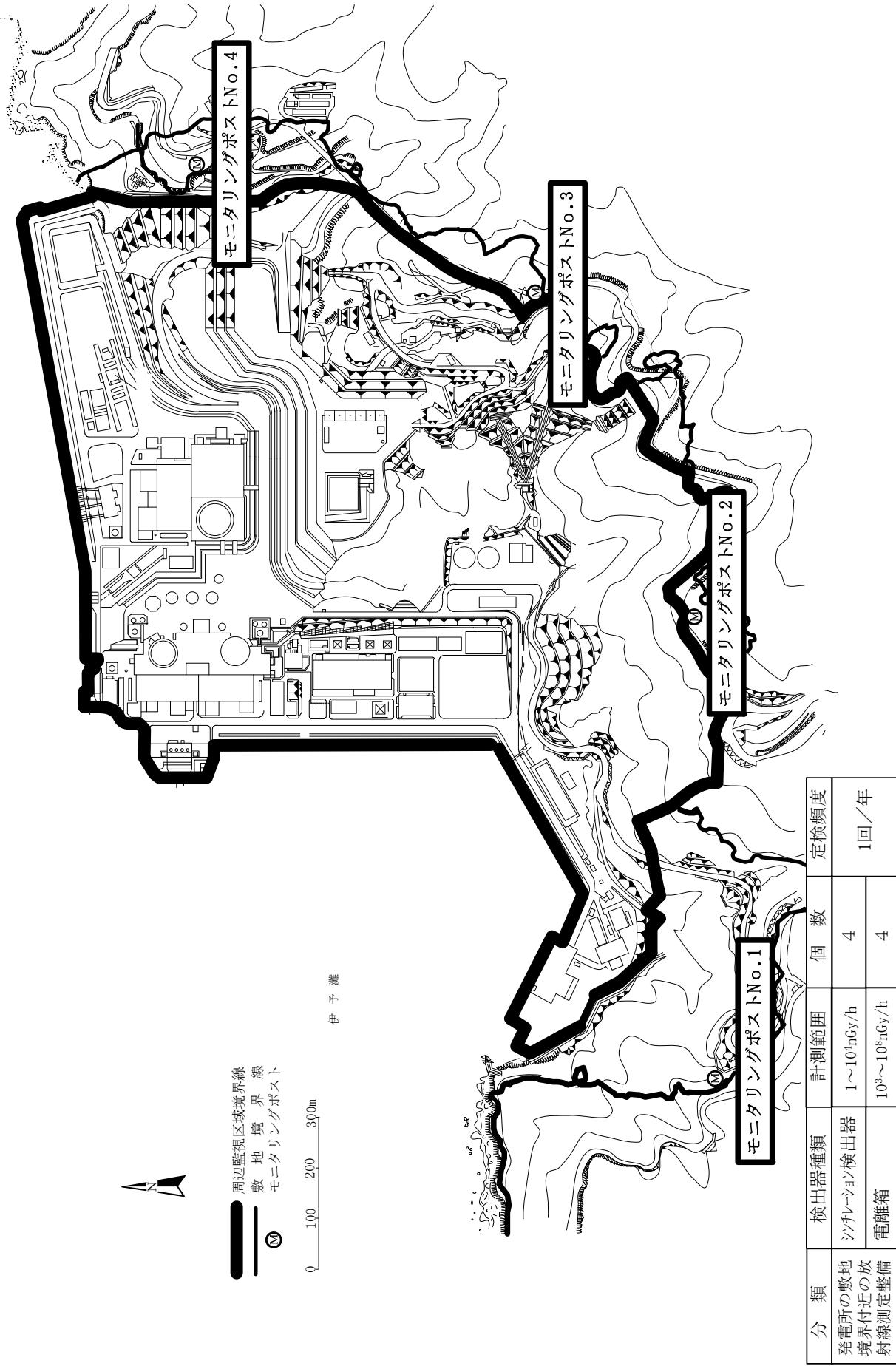


—— : 本部長との情報連絡、指示

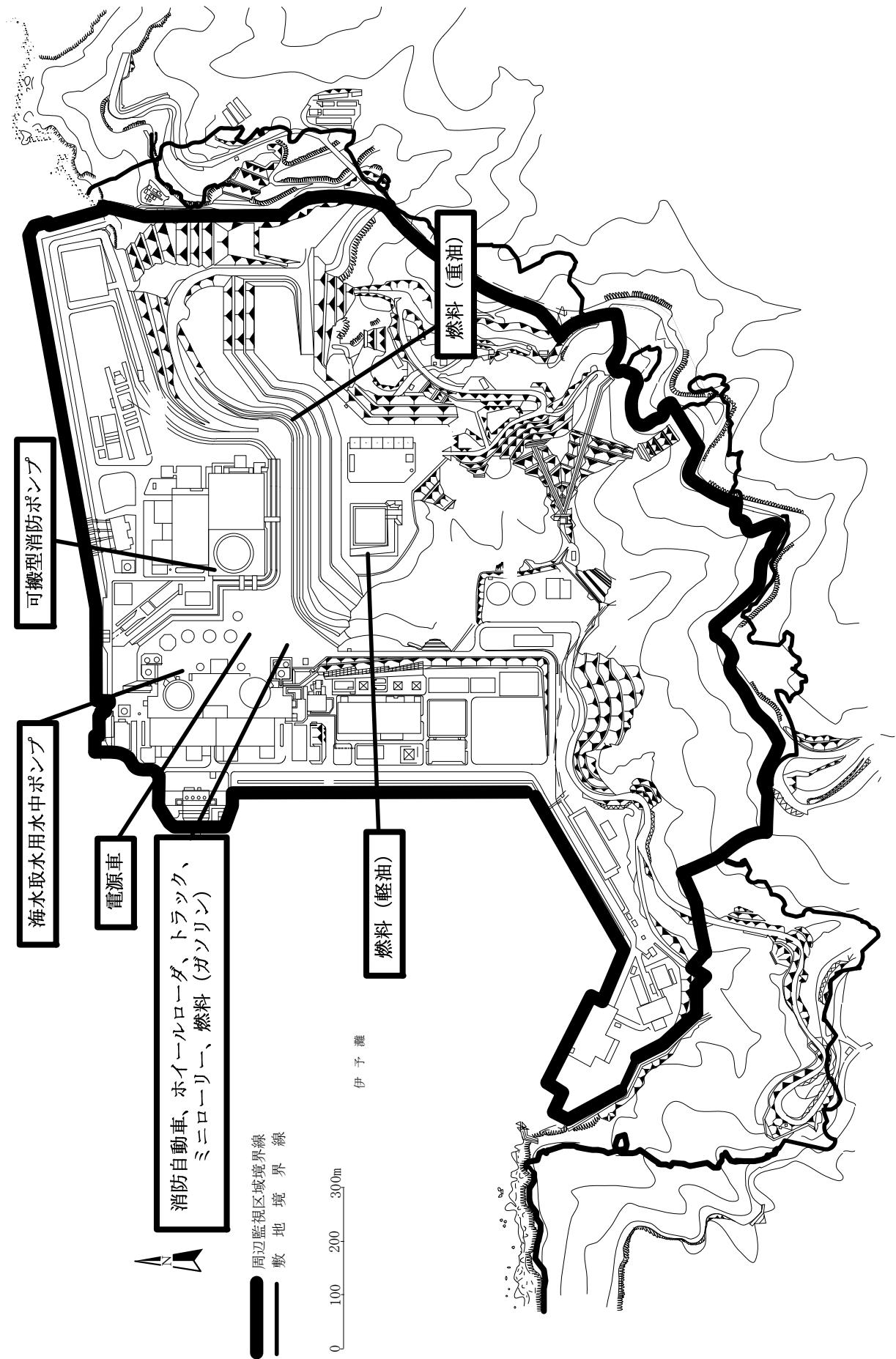
- - - - - : 発電所災害対策本部・災害対策本部（高松）・災害対策本部（松山）・東京支社
災害対策本部および派遣員間の情報連絡
(一斉FAXによる通報・報告含む)

※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る

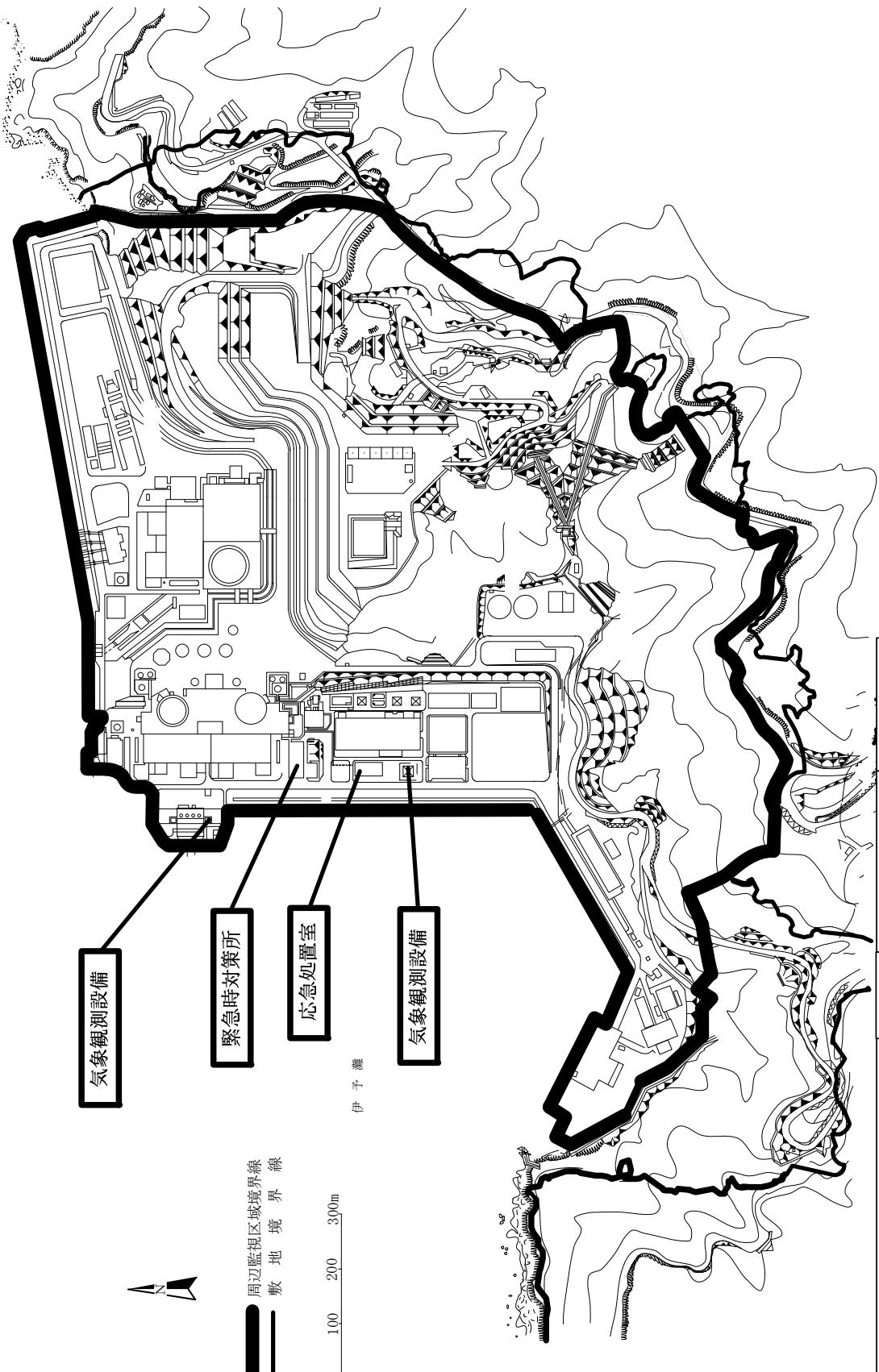
別図 2-17 発電所敷地境界付近の放射線測定整備



別図2-18 緊急時対応に必要な主な資機材

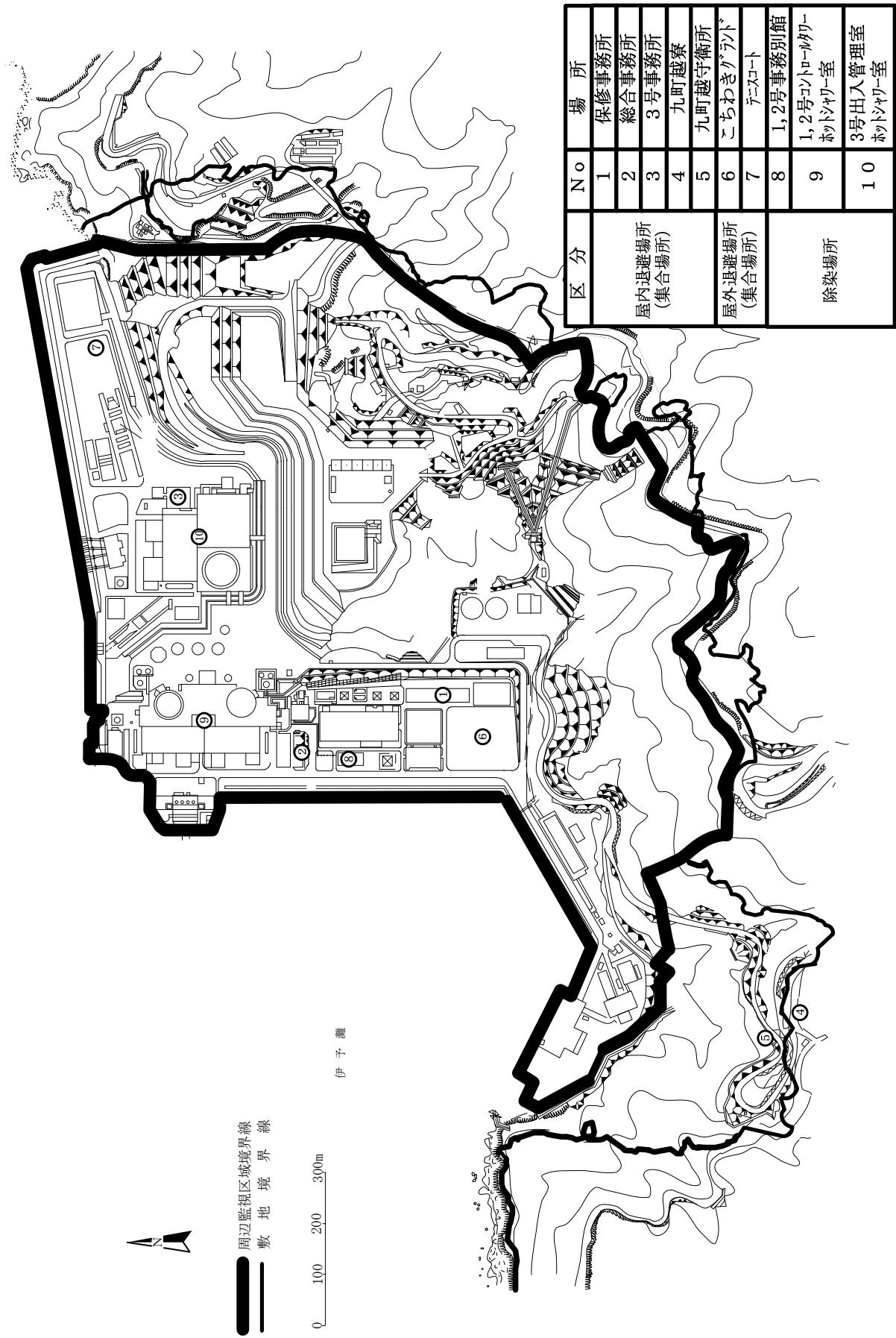


別図2-19 発電所内の緊急時対策所および応急処置室等

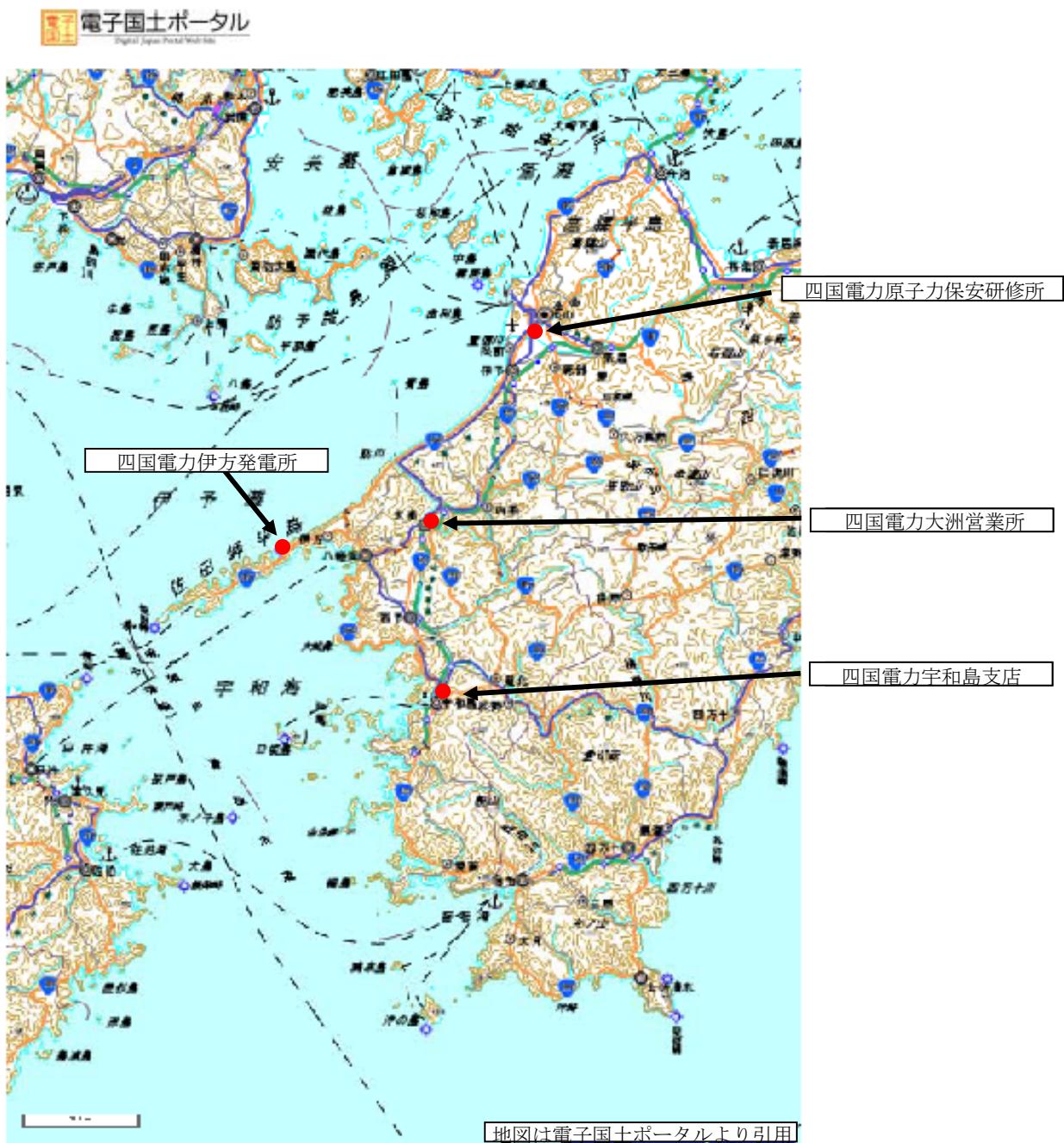


分類	名 称	数 量	設置場所・保管場所	定検頻度
気象観測設備	風向風速計(標高約20m、地上高約10m)	1台	約EL20m(取水口)	1回／年
	風向風速計(標高約80m、地上高約70m)	2台	約EL80m(気象鉄塔)	1回／3ヶ月

別図2-20 発電所敷地内の屋内退避場所と屋外退避場所



別図 2-21 原子力事業所災害対策支援拠点の候補 配置図



別表1－1 原子力防災要員の職務と配置

	原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名	人 数
1	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理および内閣総理大臣、原子力規制委員会、愛媛県知事、山口県知事、伊方町長、その他の関係者との連絡調整	発電所内	情報連絡班	4
		オフサイトセンター	情報連絡班	
2	原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	オフサイトセンター	オフサイトセンター派遣	7
3	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報および関係地方公共団体の長等との連絡調整	発電所内	報道班	4
		オフサイトセンター	報道班	
4	原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	技術支援班	4
		オフサイトセンター	技術支援班	
5	原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	運転班	4
6	防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧	発電所内	調査復旧班	4
7	放射性物質による汚染の除去	発電所内	技術支援班	4
		オフサイトセンター	技術支援班	
8	被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	総務班	4
9	原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	総務班 調査復旧班	4
10	原子力事業所内の警備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	総務班	4

別表 2－1 非常準備体制の発令基準

発 令 基 準
敷地境界付近の空間ガンマ線量率の上昇
(1) 発電所の事故により、放射性物質が外部に放出され、モニタリングステーションまたはモニタリングポストの空間ガンマ線量率が $0.15 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えたとき。 (2) 愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポストによる空間ガンマ線量率が、 $0.15 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えたことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。

別表 2－2 原災法第10条第1項に基づく通報基準（1／3）

通 報 す べ き 事 象
1. 敷地境界付近の放射線量率の上昇 放射線測定設備（No.1～4 モニタリングポスト）またはモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき。ただし、落雷の影響による場合は除く。 (1) 1 地点のみにおいて、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を 10 分間以上継続して検出したとき。 (2) 2 地点以上について $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を同時に検出したとき。 (3) 1 または 2 地点以上において、 $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上となったとき。 または、愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。
2. 排気筒からの異常な放射性物質の放出 以下に示す排気筒において「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令」（以下、「通報省令（原子炉施設）」という。）第5条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。 (1) 1号機補助建家排気筒 (2) 1号機格納容器排気筒 (3) 2号機補助建家排気筒 (4) 2号機格納容器排気筒 (5) 3号機補助建屋排気筒 (6) 3号機格納容器排気筒
3. 放水口からの異常な放射性物質の放出 放水口において、「通報省令（原子炉施設）」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。

別表2－2 原災法第10条第1項に基づく通報基準（2／3）

通報すべき事象

4. 火災、爆発による管理区域からの異常な放射性物質の放出

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第1条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、以下の事象が発生したとき。

(1) $50 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量率を検出したとき。

(2) 放射能水準が $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ の放射線量率に相当するものとして、「通報省令（原子炉施設）」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質が検出されたとき。

または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記(1)、(2)の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。

5. 原子炉停止機能喪失

原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒により原子炉を停止することができなかつたとき。

6. 1次冷却材喪失

原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする1次冷却材の漏えいが発生したとき。

7. 蒸気発生器除熱機能喪失

原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失したとき。

8. 全交流電源喪失

原子炉の運転中にすべての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続したとき。

9. 直流電源喪失

原子炉の運転中に非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分以上継続したとき。

10. 停止時原子炉水位低下

原子炉の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、原子炉容器内の水位が、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下したとき。

11. 使用済燃料ピット水位異常低下

使用済燃料ピットの水位が、当該燃料集合体が露出する水面まで低下したとき。

12. 中央制御室使用不能

中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能または原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したとき。

別表 2－2 原災法第10条第1項に基づく通報基準（3／3）

通報すべき事象
<p>13. 原子炉外臨界 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態になったとき。</p>
<p>14. 事業所外運搬に係る事象の発生 事業所外運搬（当社が輸送物の安全について責任を有する場合（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等））中、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して以下の事象が発生したとき。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、$100 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量率が検出されたとき。(2) 放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み（1）の事象が発生する蓋然性が高い状態になったとき。(3) 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいしたときまたは漏えいの蓋然性が高い状態になったとき。

別表 2－3 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（1／3）

原子力緊急事態宣言発令の事象
<p>1. 敷地境界付近の放射線量率の上昇</p> <p>放射線測定設備(No.1～4 モニタリングポスト)またはモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき。ただし、落雷の影響による場合は除く。</p> <p>(1) 1 地点のみにおいて、$500 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上を10分間以上継続して検出したとき。</p> <p>(2) 2 地点以上について $500 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を同時に検出したとき。</p> <p>(3) 1 または 2 地点以上において、$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が $500 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上となったとき。</p> <p>または、愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。</p>
<p>2. 排気筒からの異常な放射性物質の放出</p> <p>以下に示す排気筒において「通報省令（原子炉施設）」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>(1) 1号機補助建家排気筒</p> <p>(2) 1号機格納容器排気筒</p> <p>(3) 2号機補助建家排気筒</p> <p>(4) 2号機格納容器排気筒</p> <p>(5) 3号機補助建屋排気筒</p> <p>(6) 3号機格納容器排気筒</p>
<p>3. 放水口からの異常な放射性物質の放出</p> <p>放水口において、「通報省令（原子炉施設）」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。</p>
<p>4. 火災、爆発による管理区域からの異常な放射性物質の放出</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第1条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において以下の事象が発生したとき。</p> <p>(1) $5 \text{ mSv}/\text{h}$ 以上の放射線量率を検出したとき。</p> <p>(2) 放射能水準が $500 \mu\text{Sv}/\text{h}$ の放射線量率に相当するものとして、「通報省令（原子炉施設）」第6条第2項に定める基準の100倍以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記（1）、（2）の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>

別表 2－3 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（2／3）

原子力緊急事態宣言発令の事象	
5．原子炉停止機能喪失	原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失したとき。
6．非常用炉心冷却装置作動失敗	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする1次冷却材の漏えいが発生した場合または蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失した場合において、すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができなくなったとき。
7．格納容器圧力上昇	原子炉の運転中に1次冷却材の漏えいが発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力が当該格納容器の設計上の最高使用圧力に達したとき。
8．蒸気発生器除熱機能喪失	原子炉の運転中（すべての交流電源からの電気の供給が停止した場合に限る。）において、蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失したとき。
9．直流電源喪失	原子炉の運転中にすべての非常用直流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続したとき。
10．炉心溶融	原子炉容器内の炉心の溶融を示す原子炉格納容器内の放射線量または原子炉容器内の温度を検知したとき。
11．停止時原子炉水位低下	原子炉の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、原子炉容器内の水位が、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下し、かつ、その状態が1時間以上継続したとき。
12．停止時原子炉水位異常低下	原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の水位の変化その他の事象を検知したとき。
13．中央制御室使用不能	中央制御室および中央制御室外からの原子炉を停止する機能または原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したとき。

別表 2－3 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（3／3）

原子力緊急事態宣言発令の事象
<p>14. 原子炉外臨界 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）になったとき。</p>
<p>15. 事業所外運搬中事故 事業所外運搬（当社が輸送物の安全について責任を有する場合（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等））中、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して以下の事象が発生したとき。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量率が検出されたとき。(2) 放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み(1)の事象が発生する蓋然性が高い状態になったとき。(3) 「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいしたときまたは漏えいの蓋然性が高い状態になったとき。

別表 2-4 原子力防災資機材 (1/2)

分類	法令による名称	具体的な名称	数量	設置箇所・保管場所	点検頻度
放射線障害防護用器具	汚染防護服	防護衣	100個	九町越寮	1回/年 員数確認
			20個	八幡浜 営業所	
	呼吸用ボンベ (交換用のものを含む。) その他の機器と一体となって使用する防護マスク	セルフエアセット	43個	1/2号機中制室、3号機中制室、出入管理室、1号機EL26m、2号機EL26m、3号機EL24m	1回/Cy
非常用通信機器	フィルター付き防護マスク	ダストマスク	100個	九町越寮	
			20個	八幡浜 営業所	
	通常の業務に使用しない電話回線	緊急時用電話回線	5回線	緊急時対策所	1回/年 通話確認
計測器等	ファクシミリ装置	一斉ファックス	2台		
	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	携帯電話	20台	発電所主要課長以上が携行	
	排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器	排気筒ガスモニタ	6台	1号機:EL32m 2号機:EL32m 3号機:EL24m	1回/Cy
		G e 式多重波高分析装置(廃棄物処理設備排水モニタ)	3台 (3台)	放射能測定室	1回/Cy (1回/Cy)
	ガンマ線測定用可搬式測定器	シンチレーションサーベイメータ	16台	緊急時対策所、九町越寮、伊方アパート、伊方町役場、みなと荘、八幡浜営業所、モニタ車等	1回/Cy
		電離箱サーベイメータ	16台		
	中性子線測定用可搬式測定器	中性子線測定用サーベイメータ	2台	緊急時対策所	1回/Cy 員数確認
	空間放射線積算線量計	蛍光ガラス線量計素子	70個		
		蛍光ガラス線量計測定装置	2台	環境測定室	1回/Cy

※：1回/Cy (サイクル) とは、原則として原子炉施設の定期検査毎に行うことをいう。

別表 2-4 原子力防災資機材 (2/2)

分類	法令による名称	具体的名称	数量	設置箇所・保管場所	点検頻度
計測器等	表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器	汚染密度測定用サーベイメータ	16台	緊急時対策所、九町越寮、伊方アパート、伊方町役場、みなと荘、八幡浜営業所、モニタ車等	1回/Cy
		汚染密度測定用(α線)サーベイメータ	1台	緊急時対策所	
	可搬式ダスト測定関連機器 (1)サンプラ (2)測定器	ダストサンプラ	7台	モニタ車、乗用車	
		車載用ダストモニタ	1台	モニタ車	
		Ge式多重波高分析装置	1台	環境測定室	
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器 (1)サンプラ (2)測定器	ヨウ素サンプラ ^注		注: 可搬式ダスト測定関連機器と共に使用	1回/年 員数確認
		車載用ヨウ素モニタ ^注			
		Ge式多重波高分析装置 ^注			
	個人用外部被ばく線量測定器	ガラスバッジ	100個	九町越寮	1回/年 員数確認
			20個	八幡浜営業所	
		電子式線量計	43台	緊急時対策所	1回/Cy
その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	ヨウ素剤	30,000錠	救護室	1回/年 員数確認
			80,000錠	八幡浜営業所	
	担架	担架	3台	出入管理室、焼却炉建家	1回/年 員数確認
	除染用具	除染キット	1式	健康管理室	1回/年 員数確認
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	普通乗用車	1台	1/2号機側車庫	道路交通法に基づく点検
	屋外消火栓設備または動力消防ポンプ設備	屋外消火栓設備	1式	発電所構内	1回/年
	環境中の放射線量または放射性物質の測定のための車両	モニタ車	2台	昼間: 1/2号機側車庫 夜間: EL32m	道路交通法に基づく点検
		NaIフィールドモニタ	2台	モニタ車	1回/Cy

* : 1回/Cy (サイクル) とは、原則として原子炉施設の定期検査毎に行うことをいう。

別表2-5 原子力防災資機材以外の資機材（1／3）

分類	名 称	数 量	設置箇所・保管場所	点検頻度
非常用 通信機器	公衆電話回線	10回線	代表電話、緊急時対策所	1回／年 通話確認
	社用電話	29台	緊急時対策所、内線	
	ファックス（地上系）	2台	緊急時対策所	
	I Pファックス（地上系）※2	2台	緊急時対策所、本店非常災害対策室	
	I P電話（固定）※2	4台	緊急時対策所、本店非常災害対策室	
	I P電話（可搬）	40台	副長以上が携行	
テレビ会議 システム	衛星電話	8台	緊急時対策所、本店非常災害対策室、松山原子力本部非常災害対策室、中央制御室	
	テレビ会議システム	3台	緊急時対策所、本店非常災害対策室、松山原子力本部非常災害対策室	1回／年
計測器等	液体シンチレーションカウンタ	1台	環境測定室	1回／Cy
	全ベータ放射能測定装置	1台		
	環境試料前処理器材	1式		1回／年 員数確認
	ダストモニタ（GM検出器） モニタリングステーション	1台	モニタリングステーション	1回／Cy
	ヨウ素モニタ モニタリングステーション	1台		
	ホールボディーカウンタ	2台	事務別館2階	
車両	業務車	2台	1/2号機側車庫	道路交通法に基づく点検
	広報車（スピーカー搭載車）	1台		
	マイクロバス	1台		
	緊急車	1台	八幡浜営業所	
緊急被ばく 医療活動用 資機材	吸引器	1台	健康管理室（救護 処置室）	1回／年 動作確認
	血圧計	2台		
	酸素蘇生器	2台		
	放射能除染室	1室	事務別館1階	_____

※1：1回/Cy（サイクル）とは、原則として原子炉施設の定期検査毎に行うことをいう。

※2：国の統合原子力防災ネットワークへ接続する。

別表 2-5 原子力防災資機材以外の資機材 (2/3)

分類	名称	数量	設置箇所・保管場所	点検頻度
緊急時対応に必要な主な資機材	電源車 (1825kVA)	4台	EL32m	1回／週、 1回／年
	電源車 (300kVA)	1台	EL32m	1回／月、 1回／年
	ケーブル	一式	EL32m, 10m 等	1回／年
	中継端子盤	7面	EL32m, 10m	
	配電線受電盤	9面	EL32m	
	可搬型消防ポンプ [放水量: 60.0m³/h、送水圧力: 0.7MPa]	4台	3号RE/B EL10m	2回／月、 1回／年
	ホース	一式	EL32m、使用済燃料 ピット等	1回／年
	海水取水用水中ポンプ [定格流量: 216m³/h、定格揚程: 35m]	28台	EL32m	1回／年
	海水取水用水中ポンプ盤、変圧器盤	一式	EL32m	1回／年
	消防自動車 [放水量: 120m³/h、送水圧力: 0.85MPa または放水量: 84m³/h、送水圧力: 1.4Ma]	2台	EL32m	1回／年
	ホイールローダ	1台	EL32m	1回／年
	トラック (ユニック車またはパワーゲート車)	1台	EL32m	1回／年
	ミニローリー	2台	EL32m	1回／3 カ月
	燃料 (重油)	約20キロリットル	EL38m	1回／6 カ月
	燃料 (軽油)	約20キロリットル	EL84m	
	燃料 (ガソリン)	約2キロリットル	EL32m	

別表2－5 原子力防災資機材以外の資機材（3／3）

分類	名 称	数 量	設置箇所・保管場所	点検頻度
原子力事業所 災害対策支援 に必要な主な 資機材	GM汚染サーベイメータ	18台	四国電力原子 力保安研修所 (愛媛県松山市)	1回／年
	Na Iシンチレーションサーベイメータ	2台		1回／年
	電離箱サーベイメータ	2台		1回／年
	保護衣類（タイプック）	2700着		1回／年 目視点検
	保護具類（全面マスク）	675個		
	ヨウ素剤	4860錠		
	入退域管理用機材	1式		伊方発電所 1回／年
	除染用具	1式		
	個人線量計	405台		

別表 2-6 原子力災害対策活動で使用する資料

資料名
1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25, 000) ※ ② 発電所周辺地域地図 (1/50, 000) ※
2. 発電所周辺航空写真パネル※
3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ※ ② 毎時観測データ※
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図※ ② 環境試料サンプリング位置図※ ③ 環境モニタリング測定データ※
5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表
6. 主要系統模式図 (各ユニット)
7. 原子炉設置許可申請書 (各ユニット) ※
8. 系統図およびプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図※
9. プラント関係プロセスおよび放射線計測器配置図 (各ユニット)
10. プラント主要設備概要 (各ユニット)
11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表 (各ユニット)
12. 規定類 ① 原子炉施設保安規定※ ② 伊方発電所 原子力事業者防災業務計画※
13. 事故時操作基準

□ : 原災法第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する書類

※ : 原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料

別表 2-7 原子力災害対策活動で使用する施設

1. 緊急時対策所

所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3 四国電力伊方発電所 総合事務所内
建物の仕様	免震構造
床面積	約 600 m ²
放射線防護対策	よう素除去フィルタを備えた空調設備を設置 コンクリート壁等による遮へい構造
非常用電源	発電所非常用母線 ガスタービン発電機（容量 1,000 kVA）
燃料（重油）	タンク容量：35 kL（補給は、タンクローリー、ヘリコプター、タグボートにより実施）

2. 原子力事業所災害対策支援拠点の候補

(1) 四国電力大洲営業所

所在地	愛媛県大洲市若宮535の2
発電所からの方位、距離	東 約 20 km
敷地面積	約 1700 m ²
非常用電源	発電機車または可搬型発電機
通信機器	衛星電話※およびFAX（内線1回線、外線2回線） 社内IP電話より使用可能
その他	消耗品類（燃料、食料、飲料水等）は最寄りの小売店より調達

※松山支店または宇和島支店等から、可搬型アンテナを小型車両等で搬送

(2) 四国電力宇和島支店

所在地	愛媛県宇和島市鶴島町1番28号
発電所からの方位、距離	南東 約 40 km
敷地面積	約 1300 m ²
非常用電源	ディーゼル発電機（容量 250 kVA）

通信機器	衛星電話およびFAX（内線1回線、外線2回線） 社内IP電話より使用可能
その他	消耗品類（燃料、食料、飲料水等）は最寄りの小売店より調達

(3) 四国電力原子力保安研修所

所在地	愛媛県松山市湊町6丁目1の2
発電所からの方位、距離	北東 約60km
敷地面積	約1900m ²
非常用電源	ガスタービン発電機（容量250kVA）
通信機器	衛星電話およびFAX（内線2回線、外線4回線） 社内IP電話より使用可能
その他	消耗品類（燃料、食料、飲料水等）は最寄りの小売店より調達

3. 本店非常災害対策室

所在地	香川県高松市丸の内2番5号
建物の仕様	建築基準法に基づく必要保有水平耐力を満足する
床面積	約200m ²
非常用電源	ターボディーゼル発電機（容量1,500kVA） タービン発電機（容量1,000kVA）
その他	消耗品類（燃料、食料、飲料水等）は最寄りの小売店より調達

4. 松山原子力本部非常災害対策室

所在地	愛媛県松山市湊町6丁目1の2
建物の仕様	建築基準法に基づく必要保有水平耐力を満足する
床面積	約190m ²
非常用電源	ガスタービン発電機（容量250kVA）
その他	消耗品類（燃料、食料、飲料水等）は最寄りの小売店より調達

別表2-8 訓練の種類

訓練の種類	対象者	頻度	訓練内容
防災訓練	発電所、本店、松山原子力本部および東京支社の原子力防災要員および災害対策要員	1回／年	放射性物質の放出を伴う事象を想定し、非常体制を発令し、原子力防災要員および災害対策要員を非常招集し、活動を行う。
AM訓練	発電所の原子力防災要員および災害対策要員	1回／年	アクシデントマネジメントを踏まえた事象を想定し、原子力防災要員および災害対策要員による活動を行う。
緊急時対応訓練	発電所の原子力防災要員および災害対策要員	1回／年	全交流電源喪失を想定し、原子力防災要員および災害対策要員による活動を行う。
緊急事態支援組織対応訓練	発電所、本店の原子力防災要員および災害対策要員	1回／年	原子力緊急事態支援組織との連携について、原子力防災要員および災害対策要員による活動を行う。
通報訓練	原子力防災管理者、副原子力防災管理者 連絡責任者および連絡当番者	4回／年	発電所における原子力災害等の異常事象の発生を想定し、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、連絡責任者および連絡当番者による通報連絡に係る活動を行う。
緊急被ばく医療訓練	発電所防災組織の総務班、技術支援班および当直員	1回／年	管理区域内で負傷者が発生したことを想定して、負傷者の搬出、汚染の除去および応急処置等の訓練を行う。
モニタリング訓練	発電所防災組織の技術支援班	1回／年	空間線量当量率測定用サーベイメータおよび汚染密度測定用サーベイメータ等を用いて、緊急時のモニタリング訓練等を行う。
避難誘導訓練	発電所防災組織の総務班他	1回／年	見学者来訪時に緊急事態が発生したことを想定して、避難誘導の訓練を行う。

別表 2－9 原子力緊急事態支援組織

1. 原子力緊急事態支援組織の概要

実施主体	日本原子力発電株式会社
所在地	日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地:福井県敦賀市沓見165-9-6)
施設概要	事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場 等
要員数	9名(組織長、対応要員)

2. 平常時の主な業務

資機材の集中管理	保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。
資機材操作要員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。

3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容

災害発生時の連絡体制	10条通報 ・支援要請			出動指示
	発災事業者*	(平日日中) 支援組織長 (夜間休祭日) 連絡当番者	支援組織要員	
状況報告				
※発災事業者:特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者				
発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を開始する。 支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。 災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて、発災事業者へ資機材を引き渡すとともに、発災事業者が実施する資機材操作の支援及び資機材を活用した事故収束活動に係る助言を実施する。 			

4. 保有資機材一覧

資機材については1回/年保守点検を行う。また、不具合が長期にわたる場合には代替品を補充する。

分類	名 称	数量	保管場所
遠隔操作ロボット	現場偵察(撮影、放射線測定)用ロボット	2台	資機材保管スペース
	障害物撤去用ロボット	1台	
除染資機材	除染資機材	1式	

別表 2-10 S P D S データ項目

伊方1号機

No.	常時伝送項目	工学単位
1	格納容器排気筒ガスモニタ	cpm
2	格納容器排気筒高レンジガスモニタ	cpm
3	補助建家排気筒ガスモニタ	cpm
4	補助建家排気筒高レンジガスモニタ	cpm
5	風向(気象鉄塔)	度
6	風速(アノログ)(気象鉄塔)	m/s
7	大気安定度	—
8	モニタステーション空間γ線量率	nGy/h
9	モニタポストNO. 1空間γ線量率	nGy/h
10	モニタポストNO. 2空間γ線量率	nGy/h
11	モニタポストNO. 3空間γ線量率	nGy/h
12	モニタポストNO. 4空間γ線量率	nGy/h
13	ループ1B_1次冷却材圧力	MPa
14	ループ1A_1次冷却材高温側温度(広域)	°C
15	ループ1B_1次冷却材高温側温度(広域)	°C
16	高圧注入ライン原子炉容器側流量	m3/h
17	高圧注入ライン低温配管側流量	m3/h
18	余熱除去ループ1A流量	m3/h
19	余熱除去ループ1B流量	m3/h
20	高圧注入ポンプ1A(運転/停止)	—
21	高圧注入ポンプ1B(運転/停止)	—
22	余熱除去ポンプ1A(運転/停止)	—
23	余熱除去ポンプ1B(運転/停止)	—
24	出力領域チャンネル出力平均値1分間平均値	%
25	中間領域電流	A
26	制御棒落下(引抜/全挿入)	—
27	加圧器水位	%
28	格納容器圧力	MPa
29	格納容器隔離A(T信号)作動(発生/復帰)	—
30	格納容器スプレイライン1A流量	m3/h
31	格納容器スプレイライン1B流量	m3/h
32	格納容器スプレイポンプ1A(運転/停止)	—
33	格納容器スプレイポンプ1B(運転/停止)	—
34	6-1C母線電圧	kV
35	6-1D母線電圧	kV
36	DG-1A受電しや断器(入/切)	—
37	DG-1B受電しや断器(入/切)	—
38	炉内TC瞬時最高値	°C
39	炉内TC瞬時平均値	°C
40	1次冷却材サブクール度(ループ)	°C
41	格納容器高レンジエリアモニタ	mSv/h
42	格納容器内温度	°C
43	格納容器再循環サンプ水位	%
44	燃料取替用水タンク水位	%
45	呑てんライン流量	m3/h
46	復水器空気抽出器ガスモニタ	cpm
47	蒸気発生器プローダウン水モニタ	cpm
48	蒸気発生器1A広域水位	%
49	蒸気発生器1B広域水位	%
50	補助給水ライン1A流量	m3/h
51	補助給水ライン1B流量	m3/h
52	主給水ライン1A流量	t/h
53	主給水ライン1B流量	t/h
54	主蒸気ライン1A圧力	MPa
55	主蒸気ライン1B圧力	MPa
56	安全注入作動(発生/復帰)	—
57	原子炉容器水位	%
58	線源領域計数率	cps
59	格納容器ガスモニタ	cpm
60	放水口水モニタ(1,2号用)	cps
61	出力領域中性子束平均値	%

伊方2号機

No.	常時伝送項目	工学単位
1	格納容器排気筒ガスモニタ	cpm
2	格納容器排気筒高レンジガスモニタ	cpm
3	補助建家排気筒ガスモニタ	cpm
4	補助建家排気筒高レンジガスモニタ	cpm
5	風向(気象鉄塔)	度
6	風速(アナログ)(気象鉄塔)	m/s
7	大気安定度	—
8	モニタステーション空間γ線量率	nGy/h
9	モニタポストNO.1空間γ線量率	nGy/h
10	モニタポストNO.2空間γ線量率	nGy/h
11	モニタポストNO.3空間γ線量率	nGy/h
12	モニタポストNO.4空間γ線量率	nGy/h
13	ループ2A 1次冷却材圧力	MPa
14	ループ2A 1次冷却材高温側温度(広域)	°C
15	ループ2B 1次冷却材高温側温度(広域)	°C
16	高圧注入ライン原子炉容器側流量	m3/h
17	高圧注入ライン低温配管側流量	m3/h
18	余熱除去ループ2A流量	m3/h
19	余熱除去ループ2B流量	m3/h
20	高圧注入ポンプ2A(運転/停止)	—
21	高圧注入ポンプ2B(運転/停止)	—
22	余熱除去ポンプ2A(運転/停止)	—
23	余熱除去ポンプ2B(運転/停止)	—
24	出力領域チャンネル出力平均値1分間平均値	%
25	中間領域電流	A
26	制御棒落下(引抜/全挿入)	—
27	加圧器水位	%
28	格納容器圧力	MPa
29	格納容器隔離A(T信号)作動(発生/復帰)	—
30	格納容器スプレイライン2A流量	m3/h
31	格納容器スプレイライン2B流量	m3/h
32	格納容器スプレイポンプ2A(運転/停止)	—
33	格納容器スプレイポンプ2B(運転/停止)	—
34	6-2C母線電圧	kV
35	6-2D母線電圧	kV
36	DG-2A受電しゃ断器(入/切)	—
37	DG-2B受電しゃ断器(入/切)	—
38	炉内TC瞬時最高値	°C
39	炉内TC瞬時平均値	°C
40	1次冷却材サブクール度(ループ)	°C
41	格納容器高レンジエリアモニタ	mSv/h
42	格納容器内温度	°C
43	格納容器再循環サンプ水位	%
44	燃料取替用水タンク水位	%
45	充てんライン流量	m3/h
46	復水器空気抽出器ガスモニタ	cpm
47	蒸気発生器プローダウン水モニタ	cpm
48	蒸気発生器2A広域水位	%
49	蒸気発生器2B広域水位	%
50	補助給水ライン2A流量	m3/h
51	補助給水ライン2B流量	m3/h
52	主給水ライン2A流量	t/h
53	主給水ライン2B流量	t/h
54	主蒸気ライン2A圧力	MPa
55	主蒸気ライン2B圧力	MPa
56	安全注入作動(発生/復帰)	—
57	原子炉容器水位	%
58	線源領域計数率	cps
59	格納容器ガスモニタ	cpm
60	放水口水モニタ(1,2号用)	cps
61	出力領域中性子束平均値	%

伊方3号機

No.	常時伝送項目	工学単位
1	格納容器排気筒ガスモニタ	cpm
2	格納容器排気筒高レンジガスモニタ	cpm
3	補助建屋排気筒ガスモニタ	cpm
4	補助建屋排気筒高レンジガスモニタ	cpm
5	風向(気象鉄塔)	度
6	風速(アナログ)(気象鉄塔)	m/s
7	大気安定度	—
8	モニタステーション空間γ線量率	nGy/h
9	モニタボストNO.1空間γ線量率	nGy/h
10	モニタボストNO.2空間γ線量率	nGy/h
11	モニタボストNO.3空間γ線量率	nGy/h
12	モニタボストNO.4空間γ線量率	nGy/h
13	ループC 1次冷却材圧力	MPa
14	ループA 1次冷却材高温側温度(広域)	°C
15	ループB 1次冷却材高温側温度(広域)	°C
16	ループC 1次冷却材高温側温度(広域)	°C
17	高圧注入ラインA流量	m³/h
18	高圧注入ラインB流量	m³/h
19	余熱除去ループA流量	m³/h
20	余熱除去ループB流量	m³/h
21	高圧注入ポンプA(運転/停止)	—
22	高圧注入ポンプB(運転/停止)	—
23	余熱除去ポンプA(運転/停止)	—
24	余熱除去ポンプB(運転/停止)	—
25	出力領域平均中性子束チャンネル平均値1分間平均値	%
26	中間領域中性子束	A
27	制御棒炉底(引抜/全挿入)	—
28	加圧器水位	%
29	格納容器内圧力(広域)	MPa
30	格納容器隔離A(T信号)作動(発生/復帰)	—
31	格納容器スプレイラインA流量	m³/h
32	格納容器スプレイラインB流量	m³/h
33	格納容器スプレイポンプA(運転/停止)	—
34	格納容器スプレイポンプB(運転/停止)	—
35	6-3C母線電圧	kV
36	6-3D母線電圧	kV
37	ディーゼル発電機A遮断器(入/切)	—
38	ディーゼル発電機B遮断器(入/切)	—
39	炉心出口最大温度	°C
40	炉心出口平均温度	°C
41	1次冷却材サブクール度(ループ)	°C
42	格納容器高レンジエリアモニタ	mSv/h
43	格納容器内温度	°C
44	格納容器再循環サンプA水位(広域)	%
45	燃料取替用水タンク水位	%
46	充てんライン流量	m³/h
47	復水器排気ガスモニタ	cpm
48	蒸気発生器プローダウン水モニタ	cpm
49	蒸気発生器A広域水位	%
50	蒸気発生器B広域水位	%
51	蒸気発生器C広域水位	%
52	補助給水ラインA流量	m³/h
53	補助給水ラインB流量	m³/h
54	補助給水ラインC流量	m³/h
55	主給水ラインA流量	t/h
56	主給水ラインB流量	t/h
57	主給水ラインC流量	t/h
58	主蒸気ラインA圧力	MPa
59	主蒸気ラインB圧力	MPa
60	主蒸気ラインC圧力	MPa
61	安全注入作動(発生/復帰)	—
62	原子炉容器水位	%
63	線源領域中性子束	cps
64	格納容器ガスモニタ	cpm
65	放水ピット水モニタ(3号用)	cps
66	出力領域平均中性子束	%

別表4-1 緊急事態応急対策活動における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

※1：災害対策要員を含む。

※2：モニタ車に搭載

※3：「防災業務計画省令」第2条第3項に基づき原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲および実施方法について（伊方サービス株式会社）

法人の名称	伊方サービス株式会社伊方事業所
主たる事務所の所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3
業務の範囲および実施方法	環境モニタリングの補助であり、業務の範囲、実施方法は下記のとおり。
業務の範囲	実 施 方 法
環境モニタリング業務	<ul style="list-style-type: none"> ・線量率測定 ・積算線量測定 ・空気中放射性物質濃度測定 ・環境試料の採取および測定

※4：「防災業務計画省令」第2条第3項に基づき原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲および実施方法について（四国計測工業株式会社）

法人の名称	四国計測工業株式会社伊方事業所
主たる事務所の所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3
業務の範囲および実施方法	環境モニタリングの補助であり、業務の範囲、実施方法は下記のとおり。
業務の範囲	実 施 方 法
環境モニタリング業務	<ul style="list-style-type: none"> ・線量率測定 ・積算線量測定 ・空気中放射性物質濃度測定 ・環境試料の採取および測定

別表5-1 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

※1：災害対策要員を含む。

※2：モニタ車に搭載

※3：別表4-1の注釈を参照

※4：別表4-1の注釈を参照

別表 6－1 他の原子力事業者への原子力防災要員および災害対策要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

項目	協力要員派遣人数・ 資機材貸与準備数	備考
協力要員（人）	3	
GM汚染サーベイメーター（台）	3	
N a I シンチレーションサーベイメーター（台）	1	
電離箱サーベイメーター（台）	1	
ダストサンプラー（台）	3	
個人線量計（ポケット線量計）（個）	50	
高線量対応防護服（着）	10	
全面マスク（個）	50	
タイベックスーツ（着）	1, 500	
ゴム手袋（双）	3, 000	
遮へい材（枚）	100	
放射能測定用車両（台）	1	
可搬型モニタリングポスト（台）	2	保有台数を記載

1. 放射能測定用車両とは、原子力災害時に放射線量率の測定、空気中のダスト、よう素のサンプリングが可能な設備を搭載した車両とする。
2. 準備数量については、全て程度とする。
3. 可搬型モニタリングポストについては、当社の保有台数を記載する。
4. 支援にあたっては、陸路による輸送を基本とし、必要に応じて空路等の輸送手段を手配する。

(参考) 更なる防災体制の整備計画

1. 緊急時対策所

緊急時対策所の下記の設備を整備し、国の統合原子力防災ネットワークへ接続する。

- (1) 非常用通信機器
- (2) テレビ会議システム
- (3) S P D S

(整備完了予定)

国のネットワーク整備完了後、衛星系は平成25年度上期中に整備完了予定

2. 本店非常災害対策室

(1) 本店非常災害対策室の下記の設備を整備し、国の統合原子力防災ネットワークへ接続する。

- a. 非常用通信機器
- b. テレビ会議システム

(整備完了予定)

国のネットワーク整備完了後、衛星系は平成25年度上期中に整備完了予定

(2) 本店非常災害対策室に配備されている下記の設備を整備し、国の統合原子力防災ネットワークへ接続する。

- a. S P D S

(整備完了予定)

原子力事業所から伝送される安全パラメータを収集する施設（データセンター）のバックアップとして、国が整備している第2データセンターの整備完了後、平成27年度上期中に整備完了予定

3. 松山原子力本部非常災害対策室

(1) 松山原子力本部非常災害対策室の下記の設備を整備し、国の統合原子力防災ネットワークへ接続する。

- a. 非常用通信機器
- b. テレビ会議システム

(整備完了予定)

国のネットワーク整備完了後、地上系、衛星系とも平成25年度中に整備完了予定

以 上

樣 式 集

様式集

様式 1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	1
様式 2	原子力防災要員現況届出書	2
様式 3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書	3
様式 4	放射線測定設備現況届出書	4
様式 5	原子力防災資機材現況届出書	5
様式 6	防災訓練実施結果報告書	6
様式 7	非常準備体制の発令基準に至った場合の通報様式	7
様式 8	プラント状況等の報告（非常準備体制発令中）	8
様式 9	特定事象発生通報（第1報）（原子炉施設）	12
様式 10	特定事象発生通報（第1報）（事業所外運搬）	13
様式 11	異常事態連絡様式（第2報以降）（原子炉施設）	14
様式 12	異常事態連絡様式（第2報以降）（事業所外運搬）	19
様式 13	原災法第15条第1項の基準に達したときの報告様式	22

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿

届出者

住所

氏名

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話)

別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成(修正)年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災要員現況届出書

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住 所

印

氏 名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話)

原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3	
業務の種別	防災要員の職制	他の防災要員
情報の整理、関係者との連絡調整		名
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名
広 報		名
放射線量の測定その他の状況の把握		名
原子力災害の発生又は拡大の防止		名
施設設備の整備・点検、応急の復旧		名
放射性物質による汚染の除去		名
医 療 に 関 す る 措 置		名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名
原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等		名

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式 3

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年　月　日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住 所

氏 名

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話)

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3	
区分		選任	解任
正	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		
副	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

放射線測定設備現況届出書

年　月　日										
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿										
届出者 住所 氏名 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者　　所属　　電話　　)										
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td style="width: 50%;">四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子力事業所内の放射線測定設備</td> <td>設置数</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子力事業所外の放射線測定設備</td> <td>設置者</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> </tr> <tr> <td>検出される数値の把握方法</td> </tr> </table>		原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3	原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	設置場所	原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	設置場所	検出される数値の把握方法
原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3									
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数									
	設置場所									
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者									
	設置場所									
	検出される数値の把握方法									

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、第11条第1号ただし書きの規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

年　月　日			
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
届出者 住所 氏名 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)			
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3		
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	
	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	個	
	フィルター付き防護マスク	個	
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計測器等	固定式測定器	台	
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台	
	中性子線測定用サーベイメータ	台	
	空間放射線積算線量計	個	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ 測定器	台 台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ 測定器	台 台
	個人用外部被ばく線量測定器		台
	ヨウ素剤		錠
その他資機材	担架 除染用具 被ばく者の輸送のために使用可能な車両 屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備 その他 モニタリングカー	台 式 台 式 台	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

防災訓練実施結果報告書

樣式 6

年 月 日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所

氏名

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話)

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地 40の3
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式 7

非常準備体制の発令基準に至った場合の通報様式

異常事象※発生通報（第1報）

		年　月　日
都道府県知事、市町村長 殿		
通報者名 連絡先		
異常事象の発生について、愛媛県原子力防災計画、伊方町原子力防災計画、山口県原子力防災計画に基づき通報します。		
原子力事業所の名称及び場所		四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3
異常事象の発生箇所		伊方発電所 号機
異常事象の発生時刻		年　月　日　時　分（24時間表示）
発生した異常事象の概要	異常事象の種類	敷地境界付近の空間ガンマ線量率の上昇
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他（ ）
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中、起動操作中、停止操作中、停止中） 発生後（状態継続、停止操作中、停止、停止失敗） ECCS系 作動無し、作動有り（自動、手動）、作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 変化無し、変化有り（ cps → cps ） モニタリングステーション／ポストの指示値 変化無し 変化有り（最大値： nGy/h → nGy/h, No. ） その他
その他異常事象の把握に参考となる情報	_____	

※異常事象とは非常準備体制発令基準に該当する事象を指す。（「愛媛県原子力防災計画」「山口県原子力防災計画」で定義）
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

プラント状況等の報告（非常準備体制発令中）

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

		年　月　日 (第　報) [連絡時刻　時　分]
都道府県知事、市町村長 殿		
報告者名 連 絡 先		
<p>異常事象の発生について、愛媛県原子力防災計画、伊方町原子力防災計画、山口県原子力防災計画に基づく通報以後の情報を通報します。</p>		
原子力事業所の名称及び場所		名称：四国電力株式会社（事業区分：原子炉設置者） 場所：愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3
異常事象の発生箇所		伊方発電所 号機
異常事象の発生時刻		年　月　日　　時　　分 (24時間表示)
発生した異常事象の概要	異常事象の種類	
	想定される原因	<input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 調査中
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	別紙を参照
その他異常事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分)	被ばく者の状況 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：被ばく者 名 要救助者 名 汚染拡大の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：
	気象情報 (確認時刻 時 分)	・天候 : ・風向 : 方位 ・風速 : m/s ・大気安定度 :
	周辺環境への影響	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：
	応急措置	

様式8（2／4）

【別紙1：原子炉の運転に関するパラメータ】

1. 原子炉の状態

項目	確認時刻（日 時 分）
異常事象発生時の出力	%
原子炉停止時刻	年 月 日 時 分
炉心平均燃焼度	MWD/MTU
放射性物質の放出の有無	<input type="checkbox"/> 有り, <input type="checkbox"/> 無し
放射性物質の放出状態	
排気筒放出口	<input type="checkbox"/> 放出, <input type="checkbox"/> 停止
放出口以外（放出場所名）	放出場所名： <input type="checkbox"/> 放出, <input type="checkbox"/> 停止 (地上高 m)

2. 装置の状況

装置の状況	確認時刻（日 時 分）
1次冷却系圧力及び圧力の変化	(MPa [gage]) 上昇・下降・安定
1次冷却系の温度(ホットレグ)	°C
加圧器水位	%
外部電源	受電有・無
非常用ディーゼル発電機運転	受電有・無
余熱除去系の機能維持	正常・異常
ECCS の作動・高圧系	作動・未作動
ECCS の作動・蓄圧系	作動・未作動
ECCS の作動・低圧系	作動・未作動
全ての制御棒挿入	挿入・未挿入
ボロン添加	添加・未添加
格納容器圧力	(MPa [gage])
格納容器スプレイ作動	作動・未作動
その他の特記事項	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

【別紙2：放射性物質及び放射線に関するデータ】

1. 放射性物質の状況

項目	評価時刻（日 時 分）
評価時刻での放出量(放出率) 希ガス (Bq/h) ヨウ素 (Bq/h) 総量 (Bq/h)	
評価時刻での放出量(濃度) 希ガス (Bq/cm ³) ヨウ素 (Bq/cm ³) 総量 (Bq/cm ³)	
評価時刻までの放出量 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総量 (Bq) 放出継続時間(h) 放出開始時刻	
評価時刻以後の放出(予測) 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総量 (Bq) 放出継続推定時間(h)	

2. 予測線量

種類	評価時刻（日 時 分）			
	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv
甲状腺の予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv

(施設側での計算値)

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値(推定値を含む)を記載することも可とする。

様式8（4／4）

【別紙2：放射性物質及び放射線に関するデータ】

3. 放射線モニタリングの状況

注1) 必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

注2) 場所がわかる資料も添付することとする。

項目	評価時刻（日 時 分）				
排気筒モニタ					
格納容器排気筒モニタ	排気筒名：		：	cps	
補助建屋排気筒モニタ	排気筒名：		：	cps	

固定式モニタリング設備地点						
γ 線空間線量率	設備地点名	モニタリングステーション	モニタリングポート No. 1	モニタリングポート No. 2	モニタリングポート No. 3	モニタリングポート No. 4
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h

可動地点						
γ 線空間線量率	設備地点名					
	時 分	μ Sv/h				
	時 分	μ Sv/h				
	時 分	μ Sv/h				
	時 分	μ Sv/h				
	時 分	μ Sv/h				
	時 分	μ Sv/h				
中性子線空間線量率	設備地点名					
	時 分	μ Sv/h				
	時 分	μ Sv/h				
	時 分	μ Sv/h				
	時 分	μ Sv/h				
	時 分	μ Sv/h				
	時 分	μ Sv/h				
ヨウ素濃度	設備地点名					
	時 分	Bq/cm ³				
	時 分	Bq/cm ³				
	時 分	Bq/cm ³				
	時 分	Bq/cm ³				
	時 分	Bq/cm ³				
	時 分	Bq/cm ³				
その他測定項目	設備地点名					
項目	時 分					
	時 分					
	時 分					
	時 分					
	時 分					
	時 分					

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値（推定値を含む）を記載することも可とする。

特定事象発生通報（第 1 報）

(原子炉施設)

		年 月 日
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
第 10 条 通 報		通報者名 連絡先
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称及び場所		四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ 3 番耕地 40 の 3
特定事象の発生箇所		伊方発電所 号機
特定事象の発生時刻		平成 年 月 日 時 分 (24 時間表示)
発生した特定事象の種類	敷地境界付近の放射線量率の上昇 全交流電源喪失 排気筒からの異常な放射性物質の放出 直流電源喪失 放水口からの異常な放射性物質の放出 停止時原子炉水位低下 火災、爆発による管理区域からの異常な放射性物質の放出 使用済燃料ピット水位異常低下 原子炉停止機能喪失 中央制御室使用不能 1 次冷却材喪失 原子炉外臨界 蒸気発生器除熱機能喪失	
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、 その他 ()
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等		原子炉の運転状態 発生前 (運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) E C C S 系 作動無し、作動有り (自動、手動)、作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 変化無し、変化有り (cps → cps) モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り (最大値 : nGy/h → nGy/h, No.) その他
	その他特定事象の把握に参考となる情報	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

特定事象発生通報（第1報）

(事業所外運搬)

		年　月　日
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿		
第 1 0 条 通 報		通報者名 連絡先
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称及び場所		四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		年　月　日　時　分 (24時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	事業所外運搬に係る事象の発生
	想定される原因	火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中、 その他 ()
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式 11 (1/5)
(原子炉施設)

異常事態連絡様式（第2報以降）

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

		年　月　日 (第　報) [連絡時刻　時　分]
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
通報者名 連絡先		
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。		
原子力事業所の名称及び場所		名称：四国電力株式会社（事業区分：原子炉設置者） 場所：愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3
特定事象の発生箇所		伊方発電所 号機
特定事象の発生時刻		年　月　日　時　分 (24時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原子力緊急事態に該当 (□する, □しない)
	想定される原因	<input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 調査中
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	別紙1、別紙2を参照
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分)	被ばく者の状況 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：被ばく者 名 要救助者 名 汚染拡大の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：
	気象情報 (確認時刻 時 分)	・天候： ・風向：方位 ・風速：m/s ・大気安定度：
	周辺環境への影響	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：
	応急措置	別紙3を参照

1. 原子炉の状態

項目	確認時刻 (日 時 分)
特定事象発生時の出力	%
原子炉停止時刻	年 月 日 時 分
炉心平均燃焼度	MWD/MTU
放射性物質の放出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有り, <input type="checkbox"/> 無し
放射性物質の放出状態	
排気筒放出口	<input type="checkbox"/> 放出, <input checked="" type="checkbox"/> 停止
放出口以外 (放出場所名)	放出場所名 : (地上高 m) <input type="checkbox"/> 放出, <input checked="" type="checkbox"/> 停止

2. 装置の状況

装置の状況	確認時刻 (日 時 分)
1次冷却系圧力及び圧力の変化	(MPa[gage]) 上昇・下降・安定
1次冷却系の温度 (ホットレグ)	°C
加圧器水位	%
外部電源	受電有・無
非常用ディーゼル発電機運転	受電有・無
余熱除去系の機能維持	正常・異常
ECCS の作動・高圧系	作動・未作動
ECCS の作動・蓄圧系	作動・未作動
ECCS の作動・低圧系	作動・未作動
全ての制御棒挿入	挿入・未挿入
ボロン添加	添加・未添加
主蒸気隔離弁の閉止	閉・開
格納容器の隔離状態	隔離・非隔離
格納容器圧力	(MPa[gage])
格納容器スプレイ作動	作動・未作動
その他の特記事項	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

【別紙 2 : 放射性物質及び放射線に関するデータ】

1. 放射性物質の状況

項目	評価時刻 (日 時 分)
評価時刻での放出量(放出率) 希ガス (Bq/h) ヨウ素 (Bq/h) 総 量 (Bq/h)	
評価時刻での放出量(濃度) 希ガス (Bq/cm ³) ヨウ素 (Bq/cm ³) 総 量 (Bq/cm ³)	
評価時刻までの放出量 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総 量 (Bq) 放出継続時間(h) 放出開始時刻	
評価時刻以後の放出 (予測) 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総 量 (Bq) 放出継続推定時間(h)	

2. 予測線量

種類	評価時刻 (日 時 分)			
	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv
甲状腺の予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv

(施設側での計算値)

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値（推定値を含む）を記載することも可とする。

様式 1-1 (4/5)

【別紙 2：放射性物質及び放射線に関するデータ】

3. 放射線モニタリングの状況

注 1) 必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

注 2) 場所がわかる資料も添付することとする。

項目	評価時刻 (日 時 分)				
排気筒モニタ					
格納容器排気筒モニタ	排気筒名 :				: cps
補助建屋排気筒モニタ	排気筒名 :				: cps

固定式モニタリング設備地点						
γ 線空間線量率	設備地点名	モニタリングステーション	モニタリングポート No. 1	モニタリングポート No. 2	モニタリングポート No. 3	モニタリングポート No. 4
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h

可動地点						
γ 線空間線量率	設備地点名					
	時 分	μ Sv/h				
	時 分	μ Sv/h				
	時 分	μ Sv/h				
	時 分	μ Sv/h				
	時 分	μ Sv/h				
	時 分	μ Sv/h				
中性子線空間線量率	設備地点名					
	時 分	μ Sv/h				
	時 分	μ Sv/h				
	時 分	μ Sv/h				
	時 分	μ Sv/h				
	時 分	μ Sv/h				
	時 分	μ Sv/h				
ヨウ素濃度	設備地点名					
	時 分	Bq/cm ³				
	時 分	Bq/cm ³				
	時 分	Bq/cm ³				
	時 分	Bq/cm ³				
	時 分	Bq/cm ³				
	時 分	Bq/cm ³				
その他測定項目	設備地点名					
項目	時 分					
	時 分					
	時 分					
	時 分					
	時 分					
	時 分					

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値（推定値を含む）を記載することも可とする。

第 25 条 報 告

1. 応急措置の実施内容

日 時	主 要 經 緯

2. その他の事項

異常事態連絡様式（第2報以降）

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

年 月 日 (第 報)
[連絡時刻 時 分]

内閣総理大臣、原子炉規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

通報者名
連 絡 先

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。

原子力事業所の名称及び場所		名称：四国電力株式会社（事業区分：原子炉設置者） 場所：愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3			
特定事象の発生箇所					
特定事象の発生時刻		年 月 日 時 分（24時間表示）			
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原子力緊急事態に該当 (<input checked="" type="checkbox"/> する, <input type="checkbox"/> しない)			
	想定される原因	<input type="checkbox"/> 特定		<input type="checkbox"/> 調査中	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	別紙1を参照			
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分)	被ばく者の状況 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：被ばく者 名 要救助者 名 汚染拡大の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：			
	気象情報 (確認時刻 時 分)				
	周辺環境への影響	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：			
	応急措置	別紙2を参照			

様式12（2／3）
【別紙1：輸送容器に関するパラメータ】

1. 輸送容器の状態

項目	確認時刻（日 時 分）
・火災 ・爆発 ・漏えい	
特記事項	

2. 放射性物質又は放射線の放出状況

項目	確認時刻（日 時 分）
放射性物質	
放射線	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

第25条 報告

1. 応急措置の実施内容

日 時	主 要 經 緯

2. その他の事項

原災法第15条第1項の基準に達したときの報告様式

※事業所外運搬中事故の場合、連絡先に国土交通大臣を含む。

内閣総理大臣、原子力規制委員会、(国土交通大臣、) 都道府県知事、市町村長 殿

第15条 報 告

原子力災害対策特別措置法第15条に規定する異常な水準の放射線量の検出又は、原子力緊急事態の発生を示す事象が発生しましたので、以下の通り報告します。

発信日時	年 月 日 時 分	発信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	

1. 事故件名：伊方発電所 号機 について
 2. 事故発生場所：伊方発電所 号機
 3. 事故発生日時： 年 月 日 時 分
 4. 事故の種類：敷地境界付近の放射線量率の上昇・排気筒からの異常な放射性物質の放出・放水口からの異常な放射性物質の放出・火災、爆発による管理区域からの異常な放射性物質の放出・原子炉停止機能喪失・非常用炉心冷却装置作動失敗・格納容器圧力上昇・蒸気発生器除熱機能喪失・直流電源喪失・炉心溶融・停止時原子炉水位低下・停止時原子炉水位異常低下・中央制御室使用不能・原子炉外臨界・事業所外運搬中事故
 5. モニタリングポスト指示値及び気象状況等

	モニタリングポスト指示値	中性子線量率	空間線量当量率
敷地周辺の線量率	MP1 $\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$
	MP2 $\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$
	MP3 $\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$
	MP4 $\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$
気象状態	風向(排気筒高さ)		
	風向(10m)		
	風速(排気筒高さ)		
	風速(10m)		
	大気安定度		

6. プラント状況等：

7. その他の事項：

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。